

表として、また、隊友会会長として、中央から、地方から可能な限り努力いたしました。

そして、臨時国会会期末となりましたが、期待どおり成立したことは、私にとって大きな喜びであるとともに、ひととき感慨深いものを感じております。

防衛庁設置以来50数年の間に、自衛隊の任務、活動、国民の受け止め方など、防衛庁を巡る課題は大きく変化し続けましたが、この数年の動きは、誠に目まぐるしいものがあります。

特に、平成13年9月11日に発生しました米国同時多発テロは、衝撃のかつ大きな出来事であり、我が国の安全保障にも大きな変化をもたらしました。国対国による紛争を想定した従来の安全保障政策から、国際テロ組織などの非国家主体による脅威に対応する必要が生じました。

この年の12月に開始されたテロ対策特措法に基づくインド洋上の海上自衛隊による給油活動は、現在まで延べ50隻以上の艦艇が派遣され、総計約700回を超える給油を行ったと聞いております。この活動は、各国の艦船が洋上で行う麻薬、武器等の押収や、テロリストの疑いのある人物の拘束などの活動に対する貴重な貢献となっており、米国、英国、パキスタン、アフガニスタンを始め数多くの国々から高く評価されております。

また、平成15年7月にはイラク人道復興支援特措法が成立し、12月に航空自衛隊が、翌16年1月には陸上自衛隊がイラクの地に向けて出発いたしました。

イラク国内の情勢は厳しく、決して安全とは言えない状況において、イラクの復興支援のためとは言え、自衛隊を派遣することは、極めて難しい課題でした。しかし、日本の平和と安全を確保するためには、日米同盟を強化しつつ国際社会と協調していく必要があります。すなわち、日本も国際社会の責任ある一員として、イラクの国民が希望を持って自国の再建に努力することができるよう相応の責任を果たしていくことが必要なのであります。陸上自衛隊は、昨年6月に無事に任務を終え、帰国したわけですが、その成果は、見事の一語に尽きるものでございました。

陸上自衛隊は、2年半に及ぶ活動期間中一発の弾も撃つことなく、一人の犠牲者を出すこともなく整齊と人道復興支援を実施し、イラク政府並びにイラク国民から非常に高く評価されました。

直後に米国で行われた日米首脳会談においてブッシュ大統領は「日本国民は自衛隊のテロとの闘いに対する貢献を誇りに思うだろうし、アメリカ国民もこのような勇敢な同盟国と協力することを誇りに思う。」と一言申されたわけであります。今や、自衛隊の活動には、世界が注目しているのです。自衛隊の諸君は、国民の代表として活躍しているのであり、自衛隊に対する高い評価は、とりもなおさず、我が国の世界平和への貢献が高く評価されているということでもあります。現在も、イラクの地で、航空自衛隊が、黙々と航空活動を続けていますが、彼らは私の、そして国民の誇りとするところでもあります。

こうした海外での活動のみならず、阪神・淡路大震災以降、最近の新潟・中越地震や福岡県西方沖地震など国内での震災においても自衛隊が活動いたしました。様々な災害や事故の現場で国民を力強く支えてきた隊員諸君に、ここで改めて敬意を表したいと思う次第であります。

このような自衛隊の活躍と、これに対する内外の評価の高まりを背景として、平成14年の通常国会には、有事関連法案が提出され、私自身も衆議院の「武力攻撃事態への対処に関する特別委員会」の委員長として精力的に法案の審議に当たりました。

その結果、翌平成15年に武力攻撃事態対処法が、更に平成16年に

は国民保護法などが、それぞれ与野党含め圧倒的多数の賛成を得て成立し、戦後50年以上を経て、ようやく有事法制が整備されたわけであります。これは、我が国の国家としての基盤がきちんと整備されたことを内外に示した画期的な出来事でありました。

そして、有事法制の整備の後、我が国の安全保障政策上残された大きな課題であった防衛庁の省昇格が、この度、遂に果たされた訳であります。

もちろん、安全保障に関する政策課題は、これだけにとどまりません。米国軍隊再編に関する日米の合意の実施、弾道ミサイル防衛システムの整備、国際平和協力のためのいわゆる一般法の整備など、解決を待つ課題は山積しております。防衛省となったからには、このような課題にしっかりと対応して、着実に日本の安全保障政策を前進していただかなければなりません。

最後に、防衛省職員・自衛隊員の方々に望みたいことがあります。それは、省移行を機に、新たな感覚で防衛という任務を担って欲しいということでもあります。政策官庁としての防衛省に相応しく、主体を持って安全保障政策に取り組み、これまで以上に積極的に機能を発揮していただきたい、成功していただきたいと思います。加えて、国民の声をよく聞いていただき、かつ、自衛隊のよき伝統は引き継いで貰いたいと思います。国民の未来は、皆さんの双肩にかかっていることをよく自覚され、国民の期待をしっかりと受けとめた上で、職務に精励していただきたいと思います。

これをもって、私の祝辞といたします。

資料26 弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話

（平成10年12月25日）

- 1 本日、政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム（NTWD）を対象として米国との間で共同技術研究に着手することを決定した。
 - 2 政府としては、冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散状況を踏まえると、弾道ミサイル防衛（BMD）が専守防衛を旨とする我が国防衛政策上の重要な課題であり、我が国の主体的取り組みが必要であるとの認識の下、これまで所要の検討を行ってきたところである。
 - 3 政府としては、今後の我が国の取り組みとしては、米国との間において、NTWDを対象として共同技術研究を行うことが、最も効率的かつ実りあるものであり、また、かかる日米間の協力は、日米安保体制の信頼性の向上等に資するものであると考えている。
 - 4 宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。
- なお、この関連で、本年9月、衆議院においてなされた北朝鮮によるミサイル発射に関する国会決議において「政府は我が国国民の安全確保のためのあらゆる措置をとる」べきこととされているところである。
- また、BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されるものである。
- 5 なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行、配備段階へ

の移行については別途判断する性格のものである。これらの判断は、BMDの技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方等について十分検討した上で行うこととする。

資料27 弾道ミサイル防衛システムの整備等について

(平成15年12月19日 安全保障会議決定)
閣 議 決 定

(弾道ミサイル防衛システムの整備について)

- 1 弾道ミサイル防衛（BMD）については、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定。以下「現中期防」という。）において、「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる」こととされているが、最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我が国としてのBMDシステムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このようなBMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。

(我が国の防衛力の見直し)

- 2 我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態（以下「新たな脅威等」という。）への対応が国際社会の差し迫った課題となっており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によって、万全を期す必要がある。このような新たな安全保障環境やBMDシステムの導入を踏まえれば、防衛力全般について見直しが必要な状況が生じている。

このため、関係機関や地域社会との緊密な協力、日米安全保障体制を基調とする米国との協力関係の充実並びに周辺諸国をはじめとする関係諸国及び国際機関等との協力の推進を図りつつ、新たな脅威等に対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るよう、防衛力全般について見直しを行う。その際、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等に実効的に対応し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも配慮しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小等を図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築する。

上記の考え方を踏まえ、自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を図る。その際、以下の事項を重視して実効的な体制を確立するものとする。

- (1) 現在の組織等を見直して、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。
- (2) 陸上、海上及び航空自衛隊の基幹部隊については、新たな脅威等により実効的に対処し得るよう、新たな編成等の考え

方を構築する。

- (3) 国際社会の平和と安全のための活動を実効的に実施し得るよう、所要の機能、組織及び装備を整備する。

- (4) 将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分は確保しつつも、我が国周辺地域の状況等を考慮し、

ア 陸上自衛隊については、対機甲戦を重視した整備構想を転換し、機動力等の向上により新たな脅威等に即応できる体制の整備を図る一方、戦車及び火砲等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

イ 海上自衛隊については、対潜戦を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、護衛艦、固定翼哨戒機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

ウ 航空自衛隊については、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、作戦用航空機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

(経費の取り扱い)

- 3 BMDシステムの整備という大規模な事業の実施に当たっては、上記2に基づく自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案し、防衛関係費を抑制していくものとする。このような考え方の下、現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに策定し、その総額の限度を定めることとする。

(新たな防衛計画の大綱の策定)

- 4 新たな中期防衛力整備計画の策定の前提として、新たな安全保障環境を踏まえ、上記1及び2に述べた考え方にに基づき、自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付けを含む今後の防衛力の在り方を明らかにするため、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）に代わる新たな防衛計画の大綱を前もって策定する。

資料28 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に関する内閣官房長官談話

(平成15年12月19日)

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を決定いたしました。本決定は弾道ミサイル防衛（BMD）システムの導入の考え方を明らかにするとともに、BMDシステムの導入や新たな安全保障環境を踏まえた我が国の防衛力の見直しの方向性を示すものであります。政府としては、本決定に基づき、平成16年末までに新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を策定することとしております。
- 2 政府は、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況の下、BMDシステムについて、近年関連技術が飛躍的に進歩し、我が国としても技術的に実現可能性が高いと判断し、また、BMDが専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることを踏まえ、我が国としてイージスBMDシステムとペトリオットPAC-3による多層防衛システムを整備することとしました。
- 3 BMDシステムの技術的な実現可能性については、米国における迎撃試験や各種性能試験等の結果を通じて、また、我が国独自のシミュレーションによっても、確認されています。したがって、これらのシステムは技術的信頼性が高く、米国も初期配備を決定

したことなどにもみられるように、その導入が可能な技術水準に達しているものと判断されます。

- 4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。
- 5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。
- 6 BMDシステムの運用にかかる法的な考え方としては、武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃は、あくまでも武力攻撃事態における防衛出動により対応することが基本です。なお、弾道ミサイルの特性等にかんがみ、適切に対応し得るよう、法的措置を含む所要の措置を具体的に検討する考えです。
- 7 現在実施中の日米共同技術研究は、今回導入されるシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すためには引き続き推進することが重要です。なお、その将来的な開発・配備段階への移行については、今後の国際情勢等を見極めつつ、別途判断を行う考えです。
- 8 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも技術面や運用面等において一層の協力を行い、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

資料29 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話

(平成17年12月24日)

- 1 政府は、本日の安全保障会議決定及び閣議決定を経て、弾道ミサイル防衛（BMD）用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に着手することを決定いたしました。
- 2 政府としては、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況において、BMDシステムが弾道ミサイル攻撃に対して、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、平成11年度から海上配備型上層システムの共同技術研究に着手し、推進してきたところ。これは、平成16年度から整備に着手したBMDシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すために推進してきたものであります。
- 3 「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）においては、「その開発段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる」とされておりますが、これまで実施してきた日米共同技術研究の結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たところであり、現在の国際情勢等において、今後の弾道ミサイルの脅威への対処能力を確保するためには、依然として厳しい財政事情を踏まえつつ、BMD用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発を効率的に推進することが適切であると考えております。なお、同ミサイル

の配備段階への移行については、日米共同開発の成果等を踏まえ、判断することとします。

- 4 武器輸出三原則等との関係では、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）の内閣官房長官談話において、「弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこと」としております。また、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。これらを踏まえ、本件日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与することとします。
- 5 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進させ、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

資料30 自衛隊法第82条の2第3項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領

(平成19年3月23日)
閣議決定

自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第82条の2第3項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）第104条の2の規定に基づき、同項に規定する弾道ミサイル等（法第82条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に対する破壊措置に関する緊急対処要領を次のように定める。

なお、この要領は、航空自衛隊航空総隊中部航空方面隊第1高射群（以下「第1高射群」という。）にベトリオット・ミサイルPAC-3を配備することによる現時点における我が国の弾道ミサイル防衛に関する能力を前提として定めたものであり、今後、その能力の向上等により、必要に応じ変更するものとする。

1 防衛大臣が法第82条の2第3項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項（令第104条の2第1号関係）

(1) 防衛大臣が法第82条の2第3項の規定による命令を発する場合

防衛大臣が法第82条の2第3項の規定による命令を発する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 外国において弾道ミサイルが発射された疑いがあり、又は発射されるおそれがあると認める場合であって、その時点では、発射の目的、その能力等が明らかでないため、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。
- イ 外国において打ち上げられた人工衛星打上げ用ロケットその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体（航空機を除く。）が事故その他により落下するおそれがあると認める場合であって、その時点では、事故の場所、態様等が明らかでないため当該物体が我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

(2) 緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項

緊急の場合に該当することの認定は、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認することにより行うものとする。

2 法第82条の2第3項の規定による措置の対象とする弾道ミサイル等の範囲及びその破壊方法（令第104条の2第2号関係）

(1) 弾道ミサイル等の範囲

次に掲げるもののいずれかに該当するものであって、1(2)の定めるところにより我が国に向けて飛来することが確認されたものとする。

ア 弾道ミサイル

イ 人工衛星打上げ用ロケット

ウ 人工衛星

エ その他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のもの

(2) 弾道ミサイル等の破壊方法

法第93条の2の規定に基づき、第1高射群に配備されているペトリオット・ミサイルPAC-3を発射し、我が国領域又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）の上空において破壊するものとする。

3 法第82条の2第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の行動の範囲（令第104条の2第3号関係）

防衛大臣から法第82条の2第3項の規定による措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊（以下「実施部隊」という。）の行動の範囲は、我が国領域並びに我が国周辺の公海及びその上空とする。

ただし、第1高射群の行動の範囲については、上記の範囲のうち、首都圏における弾道ミサイル等の落下による被害を防止するために行動することが必要と認められる範囲であって、防衛大臣が法第82条の2第3項の規定による命令で定めるものとする。

4 法第82条の2第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の指揮に関する事項（令第104条の2第4号関係）

実施部隊は、第1高射群、航空警戒管制部隊その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める部隊とし、航空総隊司令官の指揮下に置かれるものとする。

実施部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとする。

5 関係行政機関との協力に関する事項（令第104条の2第5号関係）

防衛省は、1(2)に定めるところにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認した場合には、関係行政機関（内閣官房、警察庁、消防庁、外務省、水産庁、国土交通省、海上保安庁その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める行政機関をいう。以下同じ。）に対し、直ちにその旨並びに当該弾道ミサイル等の落下が予測される地域及び時刻を伝達するものとする。

また、防衛省は、実施部隊が当該弾道ミサイル等を破壊する措置をとった場合には、関係行政機関に対し、直ちにその破壊の状況を伝達するものとする。

このほか、防衛省は、関係行政機関の求めに応じ所要の協力を行うものとする。

6 法第82条の2第3項の規定による命令が発せられている場合において同条第1項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときにとるべき措置に関する事項（令第104条の2第6号関係）

防衛大臣は、法第82条の2第3項の規定による命令が発せられている場合において同条第1項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときは、同項の規定により、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ずるとともに、同条第3項の規定による命令を解除するものとする。

資料31 自衛隊の主な行動

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 〔自衛隊法 第76条〕	外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（原則として事前承認）	○ 武力の行使（自衛権発動の三要件を満たす場合に限り） ○ 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ） ○ その他（海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜等の取扱いなど）
防衛施設構築の措置 〔自衛隊法 第77条の2〕	事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1） ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 展開予定地域内における陣地・その他の防衛のための施設の構築 ○ 自己等防護のための武器使用
防衛出動下令前の行動 関連措置 〔自衛隊法 第77条の3〕	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	①命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供）防衛大臣 ②国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1）	○ 米軍行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○ 行動関連措置としての役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用
国民保護等派遣 〔自衛隊法 第77条の4〕	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長（又は緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 警職法（注2）の一部準用（避難、犯罪の予防・制止、立入、武器使用）（警察官等がその場にはいない場合のみ） ○ 海上保安庁法の一部準用（付近にある人及び船舶に対する協力要請）
命令による 治安出動 〔自衛隊法 第78条〕	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議）	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） ○ 警護又は鎮圧のための武器使用 ○ 海上保安庁の統制
治安出動下令前に 行う情報収集 〔自衛隊法 第79条の2〕	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃などの武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得る	自己等防護のための武器使用
要請による 治安出動 〔自衛隊法 第81条〕	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） ○ 警護又は鎮圧のための武器使用
警護出動 〔自衛隊法 第81条の2〕	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会とが協議する	○ 警職法の一部準用（質問、避難などの措置、立入（以上は警察官がその場にはいない場合のみ）、犯罪の予防・制止、武器使用） ○ 警護する施設の大規模破壊を防ぐための武器使用
海上における 警備行動 〔自衛隊法 第82条〕	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 警職法の一部準用（武器使用） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など）
弾道ミサイル等に対する破壊措置 〔自衛隊法 第82条の2〕	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要（事後報告） ③その他：内閣総理大臣の承認（緊急の場合にそなえ、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる）	○ 弾道ミサイル等の破壊のための武器の使用
災害派遣 〔自衛隊法 第83条〕	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合（注3）	①命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く）	○ 警職法の一部準用（避難、立入など。警察官がその場にはいない場合に限り） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○ 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にはいない場合に限り）

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
地震防災派遣 〔自衛隊法 第83条の2〕	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 〔自衛隊法 第83条の3〕	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 災害対策基本法に規定する権限（災害派遣時と同じ）
領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法 第84条〕	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要	領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注4）
機雷等の除去 〔自衛隊法 第84条の2〕		①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要	○ 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
在外邦人等の輸送 〔自衛隊法 第84条の3〕	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼	○ 自己等防護のための武器使用
後方地域支援等 〔自衛隊法第84条の4、 周辺事態安全確保法 及び船舶検査活動法〕	我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	①命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務提供、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ②国会の承認：必要（原則として対応措置の実施前） ③その他：内閣総理大臣の承認（基本計画に従い定められた実施要項につき）	○ 後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動 ○ 自己等防護のための武器使用
国際緊急援助活動 〔自衛隊法第84条の4 及び国際緊急援助法〕		①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議	○ 部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送
国際平和協力業務 〔自衛隊法第84条の4 及び国際平和協力法〕	国際平和協力法に適合する範囲で国際連合から要請された場合	①命令権者：国際平和協力本部長（内閣総理大臣） ②国会の承認：平和維持隊の本体業務を自衛隊の部隊等が行う場合は必要 ③その他：本体業務以外は閣議により決定	○ 部隊等による国際平和協力業務及び委託に基づく輸送 ○ 自己等防護のための武器使用
テロ対策特措法に基づく活動 〔自衛隊法附則第8項 第1号及びテロ対策 特措法第6条〕		①命令権者：（物品の提供の場合）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務の提供の場合）防衛大臣 ②国会の承認：必要	○ 防衛省本省の機関又は部隊等による協力支援活動としての物品及び役務の提供並びに部隊等による捜索救助活動及び被災民救援活動 ○ 自己等防護のための武器使用
イラク特措法に基づく活動 〔自衛隊法附則第8項 第2号及びイラク 特措法第8条〕		①命令権者：（物品の提供の場合）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務の提供の場合）防衛大臣 ②国会の承認：必要	○ 部隊等による対応措置としての物品及び役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用

（図中の権限などについては、すべて法律に規定されている）

（注） 1 防衛施設構築の措置及び防衛出動下令前の行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めることとされている（武力攻撃事態対処法第9条）。

2 警察官職務執行法の略

3 このほか、庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。

4 武器使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料32 自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力の行使及び武器使用に関する規定

行動 類型 など	条 文	内 容
領空 に対する 侵犯に 対する 処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器の使用が可能と解される。
治 安 出 動	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定。
	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
警 護 出 動	自衛隊法第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
防 衛 出 動	自衛隊法第88条	防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使できる。
	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用。
国 民 保 護 等 派 遣	自衛隊法第92条の3第2項	国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいない場合に限り警察官職務執行法第7条を準用。
防 御 施 設 構 築	自衛隊法第92条の4	防御施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
治 前 安 出 出 動 下 令 集 集	自衛隊法第92条の5	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海 上 警 備 行 動	自衛隊法第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
弾 道 ミ サ イ ル の 破 壊 措 置	自衛隊法第93条の2	我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊について、必要な武器の使用を規定。
在 外 法 人 な ど の 輸 送	自衛隊法第94条の5	在外邦人などの輸送に従事する自衛官について、自己、若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその保護の下に入った輸送の対象である邦人若しくは外国人の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
武 器 防 護 な ど の 施 設	自衛隊法第95条	自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
施 設 の 警 護	自衛隊法第95条の2	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
部 内 秩 序 維 持	自衛隊法第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。

条 文	内 容
米軍行動関連措置法第12条	行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海上輸送規制法第37条	海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれに応ぜず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
捕虜取扱い法第152条	防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合について、また、捕虜等警備自衛官について、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度における武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難など一定の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
国際平和協力法第24条 ～国際平和協力業務	国際平和協力業務に従事する自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
周辺事態安全確保法第11条 ～後方地域支援など	後方地域支援としての役務の提供又は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用について規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
船舶検査活動法第6条 ～船舶検査活動	船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
テロ対策特措法第12条 ～協力支援活動など	協力支援活動などを命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
イラク人道復興支援特措法第17条 ～人道復興支援活動など	人道復興支援活動などを命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援職員若しくは、その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命、身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。

はじめに

我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた事態対処法が平成15年6月に成立し、これを受けて、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた国民保護法が平成16年6月に成立した。一方、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除すること及び国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることを我が国の安全保障の目標として掲げた「防衛計画の大綱」が平成16年12月に閣議決定された。このような背景を踏まえ、国民保護法第32条の規定に基づき基本指針を定める。

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針並びに国民保護計画及び国民保護業務計画に基づき、次の点に留意しつつ、万全の国民保護措置を的確かつ迅速に実施

- ①基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施
- ②国民の権利利益の迅速な救済が可能となるようその手続に係る処理体制の確保及び文書の適切な管理を実施
- ③武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供
- ④国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛省・自衛隊との連携
- ⑤啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力
- ⑥日本赤十字社の自主性を尊重、放送事業者の言論その他表現の自由特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重
- ⑦警報の伝達、避難誘導、救援等については、高齢者、障害者等特に配慮を要する者の保護について留意。外国人の安否情報の収集等については、国際人道法の的確な実施を確保
- ⑧国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連等施設の管理者及び従事者並びに国民保護措置の実施に協力する者等の安全の確保に十分配慮
- ⑨内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の是正措置

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

武力攻撃事態の想定については一概に言えないが、次の4類型を想定。これらの事態は複合して起こることが想定されるが、それぞれの類型に応じその特徴等を整理

- ①着上陸侵攻
 - ・事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
 - ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
- ②ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - ・事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
 - ・攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
- ③弾道ミサイル攻撃
 - ・発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難。発射後極め

て短時間で着弾

- ・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。屋内への避難が中心

④航空攻撃

- ・航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難なため、屋内への避難等を広範囲に指示することが必要

第3章 実施体制の確立

- (1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、各部局の事務分担、職員の配置等を国民保護計画等で定めるなど、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備。国及び地方公共団体は、研修制度の充実など人材育成に努めること

地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制の確保に努めること。また、市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化に努めること

- (2) 国の対策本部と地方公共団体の対策本部等が連携して、万全の国民保護措置を実施

内閣総理大臣は、特定の地域における対策が必要であると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

1 住民の避難に関する措置

- (1) 警報は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫っている地域等を、可能な限りわかりやすく簡潔な表現で文書をもって発令

警報の通知は、防災行政無線を中心に、総合行政ネットワーク等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用。警報の伝達に際しては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域に原則としてサイレンを使用して警報を広く周知

市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得るなどして、各世帯等に警報を伝達。この場合、高齢者、障害者等に対する伝達にも配慮すること

放送事業者である指定公共機関等は、警報の内容を速やかに放送

- (2) 対策本部長は、事態の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対して避難措置を指示

対策本部長は、都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う場合には、関係都道府県から意見を聴取し、国の方針として具体的な要避難地域等について避難措置を指示

- (3) 避難に当たって配慮すべき事項は、次のとおり

- ・大都市の住民の避難については、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、都道府県知事は、十分な避難施設の把握及び指定に努め、対策本部長は、直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示することを基本とし、その後の事態の推移に応じて適切に指示
- ・離島の住民の避難については、国土交通省は、地方公共団体による運送の求めが円滑に行われるよう、航空機等の使用状況を調査し、必要な支援を実施
- ・原子力事業所周辺地域における住民の避難については、対策本部長が、事態の推移に応じて、適切に避難措置を指示
- ・自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武

力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置をことができるよう、国は必要な調整を実施

- ・半島・中山間地域や原子力事業所近接地域等においては、避難の指示を行うに当たり、都道府県知事は、地域の交通事情等を勘案した上で、自家用車等を交通手段として示すことができること
- ・弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知
- ・NBC攻撃の際に避難住民を誘導する場合は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため帽子、マスク等を着用させること。核攻撃等の場合には、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用をすること等を指示、生物剤又は化学剤による攻撃の場合には、武力攻撃が行われた場所等から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い室内の部屋等に避難するよう指示

- (4) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示。この場合、地理的特性等を踏まえ、国道・都道府県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を示すこと。地方公共団体は、避難住民の運送のための手段を確保できるよう運送事業者である指定公共機関等と緊密に連絡

市町村長は、市町村防災行政無線、広報車等を活用し、避難の指示の住民への伝達に努めること

放送事業者である指定公共機関等は、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送

- (5) 市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するため必要となる措置を要請

市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請

2 避難住民等の救援に関する措置

- (1) 対策本部長の避難住民等の救援の指示を受けた都道府県知事は、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与等の必要と認める救援を実施。事態に照らし緊急を要する場合は、指示を待たずに救援を実施。この場合、高齢者、障害者等への適切な救援に配慮

- (2) 都道府県は、避難所を開設し、避難住民等の健康状態や生活環境、プライバシーの確保等に配慮し、適切に運営管理

食品、飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めること

国は、必要に応じ、又は関係都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、食品、生活必需品、燃料等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給を確保。特に、離島地域における食品、生活必需品等の供給確保に国は特段の配慮をすること

関係都道府県は、大規模な武力攻撃災害の発生により多数の傷病者が発生している場合等においては、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣を実施。厚生労働省等は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成。防衛省は、関係都道府県知事の要請又は対策本部長の求めに応じ、衛生部隊

を派遣

- (3) 国、都道府県等は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめNBC攻撃も想定しつつ備蓄した医薬品、医療資機材等を活用

- (4) NBC攻撃による災害の場合の医療については、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、救急医療チームの派遣、医薬品・医療機器等の提供等の必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施。生物剤による攻撃の場合には、医療関係者に対してワクチン接種などの所要の防護措置を講じ、治療及びまん延防止に努めること。化学剤による攻撃の場合には、可能な限り早期に患者を除染するなどの措置を実施

- (5) 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に配慮すること

地方公共団体の長は、避難住民や入院患者等の安否情報を収集整理。その他の執行機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力

総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等を除き、安否情報を提供

指定行政機関、指定公共機関等その他の関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めること。

総務大臣及び地方公共団体の長は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集整理に協力

3 武力攻撃災害への対処に関する措置

- (1) 国は、自ら必要な措置を講ずるほか、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施について、その方針を示した上で、直ちに指示

都道府県知事は、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請

- (2) 都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施

放送事業者である指定公共機関等は、緊急通報の内容を速やかに放送

- (3) 生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設をあらかじめ把握

生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と連絡をとりつつ、その所管する施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めること

内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺地域の安全確保のため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難等の措置を実施

都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう都道府県公安委員会等に要請

- (4) 原子力事業所については、生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、次の点に留意

・内閣総理大臣は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに現地対策本部を設置。現地対策本部は、原則としてオフサイト

センターに設置。現地対策本部は、地方公共団体とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織。協議会は、現地対策本部長が主導的に運営

- ・武力攻撃事態等において、原子力事業者は、直ちに原子炉の運転停止に向けて必要な措置を実施。警報発令対象地域において、経済産業大臣は、直ちに原子炉の運転停止を命令。地域を定めず警報が発令された場合は、経済産業大臣は、脅威の程度、内容等を判断し、必要と認める原子炉の運転停止を命令。原子力事業者は、特に緊急を要する場合は、自らの判断により原子炉の運転を停止。原子炉の運転停止の際は、国及び原子力事業者は、電力供給の確保等に必要な措置を実施

- (5) N B C 攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、迅速な情報収集、被災者の救助、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施。緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請

内閣総理大臣の指揮及び都道府県知事からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、対処のために必要な措置を実施。この際、防護服の着用など所要の安全を図るための措置を講じた上で対処を実施。生物剤による攻撃の場合にはワクチン接種等の防護措置を講じた上で対処措置を実施。

パニック防止のため災害の状況等を広報。生物剤による攻撃の場合には、ワクチン接種に関する情報等を広報し、厚生労働大臣は、必要に応じて、都道府県知事に予防接種を指示

都道府県知事は、建物への立入制限、交通の制限等の措置を講じようとするときは、関係都道府県知事、関係都道府県警察等の関係機関と連絡調整

厚生労働大臣又は都道府県知事は、N B C 攻撃により生活用水が汚染された場合は、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命令

- (6) 消防庁長官は、武力攻撃災害防御のため消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動について指示

厚生労働省は、武力攻撃事態等において生物剤を用いた攻撃等により感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、当該感染症を指定感染症として指定し、感染症法上の措置を実施

環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物処理の特例を定め、廃棄物を迅速に処理

文化庁長官は、重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在場所の変更等の措置を命令又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には必要な支援を実施

4 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- (1) 電気通信事業者は、国、地方公共団体及び指定公共機関等の国民保護措置の実施に係る関係機関の重要通信を優先的に確保
- (2) 国及び地方公共団体は、安全性を考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関等と協議の上、避難住民・緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めること
- (3) 都道府県警察は、武力攻撃事態等において避難住民の運送、緊急物資の運送等のルートを確認するため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施
- (4) 関係地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、

企業等からの救援物資の受入・配送体制の整備に努めること

- (5) 国は、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準、手続等を定め、これに基づき、指定行政機関の長等許可権者は、必要に応じ、具体的な交付等に関して必要な要綱を作成

5 国民生活の安定に関する措置

- (1) 国及び地方公共団体等は、国民生活の安定のため、生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予、通貨及び金融の安定、教育の確保、雇用の維持等に必要な措置を実施
- (2) 地方公共団体等は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を、指定公共機関等は、それぞれ電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置、臨時回線の設定等通信を確保するために必要な措置、郵便及び信書便を確保するために必要な措置等を実施
- (3) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、安全の確保に配慮した上で、それぞれの所管する施設及び設備について応急復旧を実施

6 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国は、武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を実施。また、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、政府は、速やかに法整備のための所要の措置を実施

7 訓練及び備蓄

- (1) 国及び地方公共団体は、実践的な訓練と訓練後の評価の実施に努めること。指定公共機関等は、自主的に国民保護訓練を実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよう努めること。また、防災訓練との有機的な連携に配慮
- (2) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、物資・資材の供給要請先等の確実な把握等に努めること

国は、N B C 攻撃による武力攻撃災害への対処のため特に必要となる化学防護服、特殊な薬品等の物資・資材の整備又は調達体制の整備等に努めること

地方公共団体は、防災のための備蓄物資・資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資・資材を備蓄し、又は調達体制を整備

第5章 緊急対処事態への対処

- (1) 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施。緊急対処事態としては、次の事態を想定

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等)

②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ターミナル駅や列車の爆破等)

③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(炭疽菌やサリンの大量散布等)

④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
(航空機による自爆テロ等)

- (2) 国は、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、地方公共団体及び指定公共機関等と連携協力して、緊急対処事態対策本部を中心に万全の緊急対処保護措置を実施

内閣総理大臣は、特定地域において現地対策本部を設置する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

- (3) 緊急対処保護措置については、基本指針第1章から第4章までに定める基本的な方針等及び国民保護措置等について準じた措置を実施

ただし、緊急処理事態における警報の通知・伝達の範囲については、対策本部長が緊急処理事態における攻撃の被害又は影響が及ぶ範囲を勘案して決定

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

国民保護計画及び国民保護業務計画の作成・変更に当たっては、広く関係者の意見を求めるよう努めること。指定公共機関等は、業務に従事する者等の意見を聴く機会に配慮

資料34 防衛省・防衛施設庁国民保護計画のポイント

本計画は、国民保護法第33条第1項等の規定により、国民の保護に関する基本指針に基づき、全ての指定行政機関が作成するもの。

1 基本的考え方

自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障の生じない範囲で、住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施。

2 実施体制等

- (1) 平素から、省内の連絡調整体制、隊員の非常参集態勢等を整備。
(2) 武力攻撃事態等においては、大臣は必要に応じて開催される防衛会議の助言の下、必要な対処を指示。そのため要員の増強等による大臣の補佐体制を確立するとともに、部隊等において、国民保護措置の実施も想定しつつ、即応態勢を確立（隊員の勤務態勢の強化、装備品・資器材の点検・整備等）。

3 国民保護措置の実施手続

- (1) ①都道府県知事からの要請を受け事態やむを得ないと認める場合、②対策本部長の求めがある場合は、大臣は、総理の承認を得て、部隊等に「国民保護等派遣」を命令し実施。
(2) 都道府県知事から支援依頼を受け必要と判断する場合等は、大臣は、「防衛出動・治安出動」を命ぜられた部隊等の全部又は一部により実施。

4 国民保護措置の内容

- (1) 住民の避難
必要な情報を収集・提供するとともに、関係機関と連携して、避難住民の誘導や運送を実施。この他、自衛隊の駐屯地・基地や在日米軍施設内の避難のための通行に係る調整・手続の実施等。
(2) 避難住民等の救援
人命救助関係（捜索・救助、応急医療の提供等）を中心に、必要に応じて生活支援関係の措置（炊き出し、給水、救援物資の輸送等）を実施。この他、防衛省の施設の救援のための使用許可等を実施。
(3) 武力攻撃災害への対処
被害状況の確認（モニタリング支援等）、人命救助（捜索・救助、応急医療の提供等）、被害の拡大防止（周辺住民の退避支援、消火等）、NBC攻撃等による危険物質の除染等を実施。この他、生活関連等施設の安全確保の支援（指導・助言、職員の派遣等）等を実施。

5 緊急処理事態への対処

国民保護措置に準じた実施手続や内容で緊急対処保護措置を実施。

資料35 日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟—（仮訳）

（東京、平成8年4月17日）

- 1 本日、総理大臣と大統領は、歴史上最も成功している二国間関係の一つである日米関係を祝した。両首脳は、この関係が世界の平和と地域の安定並びに繁栄に深甚かつ積極的な貢献を行ってきたことを誇りとした。日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついていることで意見が一致した。

この同盟関係がもたらす平和と繁栄の利益は、両国政府のコミットメントのみによるものではなく、自由と民主主義を確保するための負担を分担してきた日米両国民の貢献にもよるものである。総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国の人々に対し、深い感謝の気持ちを表明した。

- 2 両国政府は、過去一年余、変わりつつあるアジア太平洋地域の政治及び安全保障情勢並びに両国間の安全保障面の関係の様々な側面について集中的な検討を行ってきた。この検討に基づいて、総理大臣と大統領は、両国の政策を方向づける深遠な共通の価値、即ち自由の維持、民主主義の追求、及び人権の尊重に対するコミットメントを再確認した。両者は、日米間の協力の基盤は引き続き堅固であり、21世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要であることで意見が一致した。

地域情勢

- 3 冷戦の終結以来、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。ここ数年来、この地域の諸国の間で政治及び安全保障についての対話が拡大してきている。民主主義の諸原則が益々尊重されてきている。歴史上かつてないほど繁栄が広がり、アジア太平洋という地域社会が出現しつつある。アジア太平洋地域は、今や世界で最も活力ある地域となっている。

しかし、同時に、この地域には依然として不安定性及び不確実性が存在する。朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍勢力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である。

日米同盟関係と相互協力及び安全保障条約

- 4 総理大臣と大統領は、この地域の安定を促進し、日米両国が直面する安全保障上の課題に対処していくことの重要性を強調した。これに関連して総理大臣と大統領は、日本と米国との間の同盟関係が持つ重要な価値を再確認した。両者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下、日米安保条約）を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。

- (a) 総理大臣は、冷戦後の安全保障情勢の下で日本の防衛力が適切な役割を果たすべきことを強調する1995年11月策定の新防衛大綱において明記された日本の基本的な防衛政策を確認した。総理大臣と大統領は、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であるとの点で意見が一致した。この協力は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づくものである。両首脳は、日米安保条約に基づ

く米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所であることを改めて確認した。

- (b) 総理大臣と大統領は、米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した。両首脳は、日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的な関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した。

大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に対する米国のコミットメントを強調した。大統領は、冷戦の終結以来、アジア太平洋地域における米軍戦力について一定の調整が行われたことに言及した。米国は、周到な評価に基づき、現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した。

- (c) 総理大臣は、この地域において安定的かつ揺るぎのない存在であり続けるとの米国の決意を歓迎した。総理大臣は、日本における米軍の維持のために、日本が、日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した。大統領は、米国は日本の寄与を評価することを表明し、日本に駐留する米軍に対し財政的支援を提供する新特別協定が締結されたことを歓迎した。

日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力

- 5 総理大臣と大統領は、この極めて重要な安全保障面での関係の信頼性を強化することを目的として、以下の分野での協力を前進させるために努力を払うことで意見が一致した。

- (a) 両国政府は、両国間の緊密な防衛協力が日米同盟関係の中心的要素であることを認識した上で、緊密な協議を継続することが不可欠であることで意見が一致した。両国政府は、国際情勢、とりわけアジア太平洋地域についての情報及び意見の交換を一層強化する。同時に、国際的な安全保障情勢において起こりうる変化に対応して、両国政府の必要性を最も良く満たすような防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する。

- (b) 総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを開始することで意見が一致した。

両首脳は、日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した。

- (c) 総理大臣と大統領は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が1996年4月15日署名されたことを歓迎し、この協定が日米間の協力関係を一層促進するものとなるよう期待を表明した。

- (d) 両国政府は、自衛隊と米軍との間の協力のあらゆる側面における相互運用性の重要性に留意し、次期支援戦闘機（F-2）等の装備に関する日米共同研究開発をはじめとする技術と装備の分野における相互交流を充実する。

- (e) 両国政府は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、両国の共通の安全保障にとり重要な意味合いを有するものであることを認識した。両国政府は、拡散を防止するため共に行動していくとともに、既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協力を行う。

- 6 総理大臣と大統領は、日米安保体制の中核的要素である米軍の円滑な日本駐留にとり、広範な日本国民の支持と理解が不可欠であることを認識した。両首脳は、両国政府が、米軍の存在と地位に関連する諸問題に対応するためあらゆる努力を行うことで意見が一致した。両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。

特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、1996年4月15日のSACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

地域における協力

- 7 総理大臣と大統領は、両国政府が、アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定的なものとするため、共同でも個別にも努力することで意見が一致した。これに関連して、両首脳は、日米間の安全保障面の関係に支えられたこの地域への米国の関与が、こうした努力の基盤となっていることを認識した。両首脳は、この地域における諸問題の平和的解決の重要性を強調した。

両首脳は、この地域の安定と繁栄にとり、中国が肯定的かつ建設的な役割を果たすことが極めて重要であることを強調し、この関連で、両国は中国との協力を更に深めていくことに関心を有することを強調した。ロシアにおいて進行中の改革のプロセスは、地域及び世界の安定に寄与するものであり、引き続き促進し、協力するに足るものである。両首脳は、また、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、東京宣言に基づく日露関係の完全な正常化が重要である旨述べた。両者は、朝鮮半島の安定が日米両国にとり極めて重要であることに留意し、そのために両国が、韓国と緊密に協力しつつ、引き続きあらゆる努力を払っていくことを再確認した。

総理大臣と大統領は、ASEAN地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した。

地球的規模での協力

- 8 総理大臣と大統領は、日米安保条約が日米同盟関係の中核であり、地球的規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関係の土台となっていることを認識した。

総理大臣と大統領は、両国政府が平和維持活動や人道的な国際救援活動等を通じ、国際連合その他の国際機関を支援するための協力を強化することで意見が一致した。

両国政府は、全面的核実験禁止条約（CTBT）交渉の促進並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の防止を含め、軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力を行う。両首脳は、国連及びAPECにおける協力や、北朝鮮の核開発問題、中東和平プロセス及び旧ユーゴスラヴィアにおける和平執行プロセス等の問題についての協力を行なうことが、両国が共有する利益及び基本的価値が一層確保されるような世界を構築する一助となる点で意見が一致した。

結語

- 9 最後に、総理大臣と大統領は、安全保障、政治及び経済という

日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいており、また、日米安保条約により体现された相互信頼の基盤の上に成り立っているとの点で意見が一致した。総理大臣と大統領は、21世紀を目前に控え、成功を収めてきた安全保障協力の歴史の上に立って、将来の世代のために平和と繁栄を確保すべく共に手を携えて行動していくとの強い決意を再確認した。

資料36 日米安全保障協議委員会（「2＋2」）共同発表（仮訳）

（ワシントンDC、平成17年2月19日）

1 2005年2月19日、ワシントンにおいて、日米安全保障協議委員会（SCC）が開催され、ライス國務長官及びラムズフェルド国防長官は、町村外務大臣及び大野防衛庁長官を同委員会の場で迎えた。閣僚は、日米両国が直面している安全保障上の問題及び日米同盟に係る問題並びに両国関係に関するその他の問題について協議を行った。

今日の世界が直面する課題に対する共同の取組

- 閣僚は、日米両国間の協力関係が、安全保障、政治、経済といった幅広い分野で極めて良好であることに留意した。閣僚は、日米安全保障体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活的に重要な役割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡大することを確認した。
- 閣僚は、既に成果を生み出している、アフガニスタン、イラク及び中東全体に対する国際的支援の供与における日米両国のリーダーシップの重要性を強調した。閣僚は、インド洋における地震及びそれに続く津波災害の被害者に対する幅広い支援を行うに当たり、日米間の協力が他の国の参加を得て成功裡に行われていることを賞賛した。
- 閣僚は、不拡散、特に拡散に対する安全保障構想（PSI）を推進する上で、日米両国間の協力と協議が中枢的な重要性を有してきたことを認識した。閣僚は、日本、米国及び他の国が主催した多数国間の阻止訓練が成功裡に行われたことを歓迎した。
- 閣僚は、弾道ミサイル防衛（BMD）が弾道ミサイル攻撃に対する日米の防衛と抑止の能力を向上させるとともに、他者による弾道ミサイルへの投資を抑制することについての確信を表明した。閣僚は、日本による弾道ミサイル防衛システムの導入決定や武器輸出三原則等に関する最近の立場表明といったミサイル防衛協力における成果に留意しつつ、政策面及び運用面での緊密な協力や、弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究を共同開発の可能性を視野に入れて前進させるとのコミットメントを再確認した。

共通の戦略目標

- 閣僚は、国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威が共通の課題として浮かび上がってきた新たな安全保障環境について討議した。閣僚は、グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得ることを認識した。
- 閣僚は、アジア太平洋地域においてもこのような脅威が発生しつつあることに留意し、依然として存在する課題が引き続き不透明性や不確実性を生み出していることを強調した。さらに、閣僚は、地域における軍事力の近代化にも注意を払う必要があることに留意した。
- 閣僚は、北朝鮮が六者会合に速やかにかつ無条件で復帰するとともに、検証の下、透明性のある形ですべての核計画の完全な

廃棄に応じるよう強く要求した。

- 国際的な安全保障環境に関するこのような理解に基づき、閣僚は、両政府が各々の努力、日米安保体制の実施及び同盟関係を基調とする協力を通じて共通の戦略目標を追求するために緊密に協力する必要があることで一致した。双方は、これらの共通の戦略目標に沿って政策を調整するため、また、安全保障環境に応じてこれらの目標を見直すため、定期的に協議することを決定した。
- 地域における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
 - 日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する。
 - 朝鮮半島の平和的な統一を支持する。
 - 核計画、弾道ミサイルに係る活動、不法活動、北朝鮮による日本人拉致といった人道問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決を追求する。
 - 中国が地域及び世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる。
 - 台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す。
 - 中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す。
 - アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。
 - 北方領土問題の解決を通じて日露関係を完全に正常化する。
 - 平和で、安定し、活力のある東南アジアを支援する。
 - 地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要性を強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する。
 - 不安定を招くような武器及び軍事技術の売却及び移転をしないように促す。
 - 海上交通の安全を維持する。
- 世界における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
 - 国際社会における基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的な価値を推進する。
 - 世界的な平和、安定及び繁栄を推進するために、国際平和協力活動や開発支援における日米のパートナーシップを更に強化する。
 - NPT、IAEAその他のレジーム及びPSI等のイニシアティブの信頼性及び実効性を向上させること等を通じて、大量破壊兵器及びその運搬手段の削減と不拡散を推進する。
 - テロを防止し、根絶する。
 - 現在の機運を最大限に活用して日本の常任理事国入りへの希望を実現することにより、国連安全保障理事会の実効性を向上させるための努力を連携させる。
 - 世界のエネルギー供給の安定性を維持・向上させる。

日米の安全保障及び防衛協力の強化

- 閣僚は、日米双方の安全保障及び防衛政策の発展のための努力に対し、支持と評価を表明した。日本の新たな防衛計画の大綱は、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する能力、国際的な安全保障環境を改善するための積極的な取組及び日米同盟関係の重要性を強調している。米国は、幅広い国防の変革努力の中心的な要素の一つとして、不確実な安全保障環境において適切かつ戦略的な能力を保持し得るように世界的な軍事態勢の見直し及び強化を進めている。閣僚は、日米両国が共通の戦略目標を追求する上で、これらの努力が実効的な安全保障及び防衛協力を確保し、強化するものであることを確認した。
- この文脈で、閣僚は、自衛隊及び米軍が多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について、検討を継続する必要性を強調した。この検討は、日本の新たな防衛計画の大綱や有事法制、及び改正ACS Aや弾道ミサイル

防衛における協力の進展といった最近の成果と発展を考慮して行われる。閣僚は、また、自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させることの重要性を強調した。

- 14 閣僚は、この検討が在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に資するべきものであるとの点で一致した。閣僚は、日本の安全の基盤及び地域の安定の礎石としての日米同盟を強化するために行われる包括的な努力の一環として、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定した。この文脈で、双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持するとコミットメントを確認した。閣僚は、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。
- 15 閣僚は、また、地域社会と米軍との間の良好な関係を推進するための継続的な努力の重要性を強調した。閣僚は、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善や沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の着実な実施が、在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調した。
- 16 閣僚は、現行の特別措置協定が2006年3月に終了することに留意しつつ、特別措置協定が在日米軍のプレゼンスを支援する上で果たす重要な役割にかんがみて、接受国支援を適切な水準で提供するための今後の措置について協議を開始することを決定した。

資料37 日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）

（ワシントンDC、平成17年10月29日）

I 概観

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎である。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。以上を踏まえ、2002年12月の安全保障協議委員会以降、日本及び米国は、日米同盟の方向性を検証し、地域及び世界の安全保障環境の変化に同盟を適応させるための選択肢を作成するため、日米それぞれの安全保障及び防衛政策について精力的に協議した。

2005年2月19日の安全保障協議委員会において、閣僚は、共通の戦略目標についての理解に到達し、それらの目標を追求する上での自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関する検討を継続する必要性を強調した。また、閣僚は、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することとし、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。

本日、安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、新たに発生している脅威が、日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得る共通の課題として浮かび上がってきた、安全保障環境に関する共通の見解を再確認した。また、閣僚は、アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在していることを改めて強調し、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要があることを強調した。この文脈で、双方は、2005年2月19日の共同発表において確認された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するために緊密に協力するとコミットメントを改めて強調した。

閣僚は、役割・任務・能力に関する検討内容及び勧告を承認した。また、閣僚は、この報告に含まれた再編に関する勧告を承認した。これらの措置は、新たな脅威や多様な事態に対応するための同盟の能力を向上させるためのものであり、全体として地元を与える負担を軽減するものである。これによって、安全保障が強化され、同盟が地域の安定の礎石であり続けることが確保される。

II 役割・任務・能力

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想（PSI）、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や、2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛（BMD）における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。

1 重点分野

この文脈で、日本及び米国は、以下の二つの分野に重点を置いて、今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した。

－日本の防衛及び周辺事態への対応（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）

－国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組

2 役割・任務・能力についての基本的考え方

双方は、二国間の防衛協力に関連するいくつかの基本的考え方を確認した。日本の防衛及び周辺事態への対応に関連するこれらの考え方には以下が含まれる。

●二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。

●日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に従って強化される。

●米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。

●周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする。

●日本は、米軍のための施設・区域（以下、「米軍施設・区域」）を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。

●米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与する。

また、双方は、国際的な安全保障環境の改善の分野における役割・任務・能力に関連するいくつかの基本的考え方を以下のとおり確認した。

●地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる。

●迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する第三

国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。

- 自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。

加えて、双方は、新たな脅威や多様な事態に対処すること、及び、国際的な安全保障環境を改善することの重要性が増していることにより、双方がそれぞれの防衛力を向上し、かつ、技術革新の成果を最大限に活用することが求められていることを強調した。

3 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取極に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性を強調した。

- 防空
- 弾道ミサイル防衛
- 拡散に対する安全保障構想（P S I）といった拡散阻止活動
- テロ対策
- 海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動
- 捜索・救難活動
- 無人機（U A V）や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、偵察（I S R）活動
- 人道救援活動
- 復興支援活動
- 平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築
- 在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護
- 大量破壊兵器（WMD）の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応
- 補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦（H S V）の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。
- 非戦闘員退避活動（N E O）のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動
- 港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

4 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

上述の役割・任務・能力に関する検討に基づき、双方は、更に、新たな安全保障環境において多様な課題に対処するため、二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化する目的で平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。また、双方は、実効的な二国間の協力を確保するため、これまでの進捗に基づき、役割・任務・能力を引き続き検討することの重要性を強調した。

- 緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

双方は、定期的な政策及び運用面の調整が、戦略環境の将来の変化や緊急事態に対する同盟の適時かつ実効的な対応を向上させることを認識した。部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調

整を行うことは、不安定化をもたらす軍事力増強を抑制し、侵略を抑止し、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面を共有することは、運用面での調整を強化するものであり、可能な場合に追求されるべきである。防衛当局と他の関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。この文脈で、双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理することを通じて向上させる必要性を再確認した。

- 計画検討作業の進展

1997年の日米防衛協力のための指針が共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討の基礎となっていることを想起しつつ、双方は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で、これらの検討作業が引き続き必要であることを確認した。この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、二国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する。

- 情報共有及び情報協力の向上

双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

- 相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のための計画作業や演習における継続的な協力は、自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化するものであり、安全な通信能力の向上はこのような協力を資する。

- 日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、相互運用性の向上、能力の向上、即応性の向上、地元の間での訓練の影響のより公平な分散及び共同の活動の実効性の増大のため、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

○特に、グアムにおける訓練施設を拡張すると米国の計画は、グアムにおける自衛隊の訓練機会の増大をもたらす。

○また、双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な安全保障環境の改善に対する貢献が高まるものであることを認識した。

- 自衛隊及び米軍による施設の共同使用

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、共同の活動におけるより緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。施設の共同使用のための具体的な機会については、兵力態勢の再編に関する勧告の中で述べられる（下記参照）。

- 弾道ミサイル防衛（BMD）

BMDが、弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防御する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑制することができることを強調しつつ、双方は、それぞれのBMD能力の向上を緊密に連携させることの意義を強調した。これらのBMDシステムを支援するため、弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短いことにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれのBMD指揮・統制システムの間の緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での二国間協力及び、適切な場合には、現在指針で取り上げられていない追加的な分野における二国間協力の実効性を強化し、改善することを確約した。

Ⅲ 兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するとの共通のコミットメントにかんがみて、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

1 指針となる考え方

検討に当たっては、双方は、二国間の役割・任務・能力についての検討を十分に念頭に置きつつ、日本における兵力態勢の再編の指針となるいくつかの考え方を設定した。

- アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。
- 再編及び役割・任務・能力の調整を通じて、能力は強化される。これらの能力は、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を支えるものである。
- 柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈で、双方は、在日米軍司令部が二国間の連携を強化する上で引き続き重要であることを認識した。
- 定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。軍事上の任務及び運用上の所要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことによって、訓練機会の多様性を増大することができるとともに、訓練が地元と与える負担を軽減するとの付随的な利益を得ることができる。
- 自衛隊及び米軍の施設・区域の軍事上の共同使用は、二国間協力の実効性を向上させ、効率性を高める上で有意義である。
- 米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たす。こ

の収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供する。

- 米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。
- 米軍施設・区域の軍民共同使用を導入する機会は、適切な場合に検討される。このような軍民共同使用の実施は、軍事上の任務及び運用上の所要と両立するものでなければならない。

2 再編に関する勧告

これまでに実施された精力的な協議に基づき、また、これらの基本的考え方に従って、日米安全保障条約及び関連取極を遵守しつつ、以下の具体案について国内及び二国間の調整が速やかに行われる。閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう指示した。これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。双方は、これらの具体案の迅速な実施に求められる必要な措置をとることの重要性を強調した。

●共同統合運用調整の強化

自衛隊を統合運用体制に変革するとの日本国政府の意思を認識しつつ、在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。この調整所の共同使用により、自衛隊と在日米軍の間の接続性、調整及び相互運用性が不断に確保される。

●米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。改編された司令部は、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加的能力を有することになる。この新たな陸軍司令部とその不可分の能力を収容するため、在日米軍施設・区域について調整が行われる。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置することが追求される。これにより司令部間の連携が強化される。この再編との関連で、キャンプ座間及び相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

●航空司令部の併置

現在府中に所在する日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置されることにより、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携が強化されるとともに、上記の共同統合運用調整所を通じて関連するセンサー情報が共有される。

●横田飛行場及び空域

2009年に予定されている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。検討される選択肢には、米軍が管制を行っている空域の削減や、横田飛行場への日本の管制官の併置が含まれる。加えて、双方は、嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する。あり得べき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される。

●ミサイル防衛

新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの日本における最適な展開地が検討される。このレーダーは、適時の情報共有を通じて、日本に向かうミサイルを迎撃する能力、及び、日本

の国民保護や被害対処のための能力を支援する。さらに、米国の条約上のコミットメントを支援するため、米国は、適切な場合に、パトリオットPAC-3やスタンダード・ミサイル（SM-3）といった積極防御能力を展開する。

●柔軟な危機対応のための地域における米海兵隊の再編

世界的な態勢見直しの取組の一環として、米国は、太平洋における兵力構成を強化するためのいくつかの変更を行ってきた。これらの変更には、海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアム及び沖縄の間での再分配が含まれる。これによって、個別の事態の性質や場所に応じて、適切な能力を伴った対応がより柔軟になる。また、これらの変更は、地域の諸国との戦域的な安全保障協力の増進を可能とするものであり、これにより、安全保障環境全般が改善される。この再編との関連で、双方は、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる相互に関連する総合的な措置を特定した。

○普天間飛行場移設の加速：沖縄住民が米海兵隊普天間飛行場の早期返還を強く要望し、いかなる普天間飛行場代替施設であっても沖縄県外での設置を希望していることを念頭に置きつつ、双方は、将来も必要であり続ける抑止力を維持しながらこれらの要望を満たす選択肢について検討した。双方は、米海兵隊兵力のプレゼンスが提供する緊急事態への迅速な対応能力は、双方が地域に維持することを望む、決定的に重要な同盟の能力である、と判断した。さらに、双方は、航空、陸、後方支援及び司令部組織から成るこれらの能力を維持するためには、定期的な訓練、演習及び作戦においてこれらの組織が相互に連携し合うことが必要であり続けるということを認識した。このような理由から、双方は、普天間飛行場代替施設は、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をとにもする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならないと結論付けた。

○双方は、海の深い部分にある珊瑚礁上の軍民共用施設に普天間飛行場を移設するという、1996年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の計画に関連する多くの問題のために、普天間飛行場の移設が大幅に遅延していることを認識し、運用上の能力を維持しつつ、普天間飛行場の返還を加速できるような、沖縄県内での移設のあり得べき他の多くの選択肢を検討した。双方は、この作業において、以下を含む複数の要素を考慮した。

- ・近接する地域及び軍要員の安全
- ・普天間飛行場代替施設の近隣で起こり得る、将来的な住宅及び商業開発の態様を考慮した、地元への騒音の影響
- ・環境に対する悪影響の極小化
- ・平時及び緊急時において運用上及び任務上の所要を支援するための普天間飛行場代替施設の能力
- ・地元住民の生活に悪影響を与えかねない交通渋滞その他の諸問題の発生を避けるために、普天間飛行場代替施設の中に必要な運用上の支援施設、宿泊及び関連の施設を含めること

○このような要素に留意しつつ、双方は、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。同施設の滑走路部分は、大浦湾から、キャンプ・シュワブの南側海岸線に沿った水域へと辺野古崎を横切ることになる。北東から南西の方向に配置される同施設の下方部分は、滑走路及びオーバーラ

ンを含み、護岸を除いた合計の長さが1800メートルとなる。格納庫、整備施設、燃料補給用の栈橋及び関連設備、並びに新たな施設の運用上必要なその他の航空支援活動は、代替施設のうち大浦湾内に建設される予定の区域に置かれる。さらに、キャンプ・シュワブ区域内の施設は、普天間飛行場に関連する活動の移転を受け入れるために、必要に応じて、再編成される。（参照：2005年10月26日付のイニシャルされた概念図）

○両政府は、普天間飛行場に現在ある他の能力が、以下の調整が行われた上で、SACO最終報告にあるとおり、移設され、維持されることで一致した。

- ・SACO最終報告において普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなっているKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。双方は、最終的な配置の在り方については、現在行われている運用上及び技術上の検討を基に決定することとなる。
- ・緊急時における航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用が強化される。この緊急時の使用を支援するため、これらの基地の運用施設が整備される。また、整備後の施設は、この報告の役割・任務・能力の部分で記載されている、拡大された二国間の訓練活動を支援することとなる。
- ・普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の使用を改善する。

○双方は、上述の措置を早期に実現することが、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場返還の実現に加えて、沖縄における海兵隊のプレゼンスを再編する上で不可欠の要素であることを認識した。

○兵力削減：上記の太平洋地域における米海兵隊の能力再編に関連し、第3海兵機動展開部隊（III MEF）司令部はグアム及び他の場所に移転され、また、残りの在沖縄海兵隊部隊は再編されて海兵機動展開旅団（MEB）に縮小される。この沖縄における再編は、約7000名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖縄外への移転を含む。これらの要員は、海兵隊航空団、戦務支援群及び第3海兵師団の一部を含む、海兵隊の能力（航空、陸、後方支援及び司令部）の各組織の部隊から移転される。

○日本国政府は、このような兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、米国政府と協力して、これらのグアムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すための検討を行う。

○土地の返還及び施設の共同使用：上記の普天間飛行場移設及び兵力削減が成功裡に行われることが、兵力の更なる統合及び土地の返還を可能にすることを認識しつつ、双方は、沖縄に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するように統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする。米国は、日本国政府と協力して、この構想の具体的な計画を作成し、実施する意思を強調した。

○さらに、自衛隊がアクセスを有する沖縄の施設が限られており、またその大半が都市部にあることを認識しつつ、米国は、日本国政府と協力して、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンその他の沖縄にある米軍施設・区域の共同使用を

実施する意思も強調した。このような共同使用は、この報告の役割・任務・能力の部分に記述されているように、共同訓練並びに自衛隊及び米軍の間の相互運用性を促進し、それにより、全体的な同盟の能力を強化するものと双方は考える。

○SACO最終報告の着実な実施：双方は、この文書における勧告によって変更されない限りにおいて、SACO最終報告の着実な実施の重要性を確認した。

●空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載機ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後は周辺地域的生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

○海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場から厚木飛行場への移駐。

○すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準の維持を確保するための訓練空域の調整。

○空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。

○KC-130を受け入れるために海上自衛隊鹿屋基地において必要な施設の整備。これらの施設は、同盟の能力及び柔軟性を増大するために、日本の他の場所からの追加的な自衛隊又は米軍のC-130又はP-3航空機の一時的な展開を支援するためにも活用される。

○岩国飛行場に配置される米海軍及び米海兵隊部隊、並びに民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、インフラ及び訓練区域の整備。

●訓練の移転

この報告で議論された二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大することに改めて注意が払われる。

●在日米軍施設の収容能力の効率的な使用

在日米軍施設の収容能力の効率的な使用に関連して、米国と日本国政府及び地元との協力を強化するための機会が、運用上の要請及び安全性と整合的な場合に追求される。例えば、双方は、災害救援や被害対処といった緊急時における地元の必要性を満たすため、相模総合補給廠の収容能力を活用する可能性を探索する。

この報告の他の部分で取り扱われなかった米軍施設・区域及び兵力構成における将来の変更は、日米安全保障条約及びその関連取極の下での現在の慣行に従って取り扱われる。

(概念図省略)

資料38 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）

（ワシントンDC、平成18年5月1日）

日米安全保障関係を中核とする日米同盟は、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定にとって不可欠の基礎であり、地域における米国の安全保障政策の要である。この強力なパートナーシップは、グローバルな課題に対応し、また、基本的人権、自由、民主主義及び法の支配といった両国が共有する基本的な価値を促進する上で、ますます極めて重要となってきた。この同盟関係は、地域及び世界の安全保障環境における変化に成功裡に適応してきており、引き続き、将来の課題に対応するため、より深く、より幅広く、発展していく必要がある。このパートナーシップが、強固であり続けるためには、両国の国民一般の確固とした支持を引き続き得ることにより強化されなければならない。

本日の会合において、閣僚は、新たに発生している脅威が、世界中の国々の安全に影響を及ぼす共通の課題を生み出しているとの見解を共有し、幅広い問題に関する二国間のますます緊密な協力を留意した。閣僚は、日米同盟が、地域及び世界の平和と安全を高める上で極めて重要な役割を引き続き果たすよう、協力を拡大したいと考えていることを確認した。閣僚は、イラク及びアフガニスタンを再建し、これらの国々において民主主義を強化するとともに、より広い中東における改革の努力を支援するための、日米の努力の重要性に留意した。閣僚は、イランに対しすべての濃縮関連活動を停止し、IAEAの査察に全面的に協力するよう説得する努力において、緊密に協力することを確約するとともに、国連安全保障理事会の行動が協調してとられる必要性につき合意した。

アジア太平洋地域も、世界の他の地域と同様、不透明性や不確実性を生み出す課題に引き続き直面している。閣僚は、六者会合の共同声明への一致したコミットメントを再確認し、北朝鮮に対して、無条件かつ即時に六者会合の場に戻ることを、完全、検証可能かつ不可逆的な形で核計画を廃棄すること、また、すべての不法な活動や拡散の活動を中止することを求めた。閣僚は、外交努力を通じて地域紛争を解決することの重要性を再確認し、地域における軍事力の近代化に関してより一層の透明性を求めた。

このような安全保障環境の中で、閣僚は、2005年2月に安全保障協議委員会が特定した共通戦略目標を実現するに当たり、緊密に協力するとのコミットメントを確認した。閣僚は、2005年10月の安全保障協議委員会文書に記されている両国間の役割・任務・能力に関する勧告に示されているように、弾道ミサイル防衛、両国間の計画検討作業、情報共有と情報協力や国際平和協力活動といった分野で、二国間の安全保障・防衛協力の実効性を強化し、改善することの必要性や、自衛隊と米軍の相互運用性を向上することの重要性を強調した。この文脈で、閣僚は、変化する地域及び世界の安全保障環境において、確固たる同盟関係を確保するとともに、様々な課題に対応するよう同盟の能力を向上するために、安全保障・防衛協力の在り方を検討する重要性を強調した。

本日開催された安全保障協議委員会において、閣僚は、本日の同委員会文書「再編実施のための日米のロードマップ」に記されている、2005年10月の再編案の実施の詳細を承認した。閣僚は、これらの再編案の実施により、同盟関係における協力は新たな段階に入るものであり、また、地域における同盟関係の能力強化につながるものであることを認識した。今後実施される措置は、日米安全保障条約の下での日米双方のコミットメントを強化すると同時に、沖縄を含む地元の負担を軽減するとの日米双方の決意を示すものである。これは、安全保障上の同盟関係に対する国民一般の支持を高める基

礎を提供するものである。閣僚は、日本国政府による地元との調整を認識し、再編案が実現可能であることを確認した。また、閣僚は、これらの再編案を完了させることが同盟関係の改革の基礎を強化するために不可欠であることを認識し、日米安全保障条約及び関連取極を遵守しつつ、この計画を速やかに、かつ、徹底して実施していくことを確約した。

資料39 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）

（ワシントンDC、平成18年5月1日）

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。

- 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる
- 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相

互に結びついている。

- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1)普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2)グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2 米陸軍司令部能力の改善

- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率のかつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
 - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要な時を除き、地元の使用に供される。
 - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3 横田飛行場及び空域

- 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
- 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
 - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
 - 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
 - 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還

に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。

- 日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
 - この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
 - 両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部分が岩国飛行場に設けられる。

5 ミサイル防衛

- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
- 米軍のバトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。

双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(別添概念図省略)

資料40 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について

(平成18年5月30日)
閣議決定

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的措置（以下「再編関連措置」という。）を含む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。
米軍の使用施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえると、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。
- 3 最終取りまとめには、米軍の使用施設・区域が集中する沖縄県からの約8000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還（普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。）、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。
これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。
- 4 我が国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要

がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。

また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。

- 5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米軍の使用施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。
- 6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。
- 7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。
具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。
これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）は廃止するものとする。
なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「II地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする。

資料41 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）

(ワシントンDC、平成19年5月1日)

同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展

I. 概観

日米安全保障関係は、日本の防衛の基盤であり、アジア太平洋地域の平和及び安全の要である。安全保障協議委員会（SCC）の構成員たる閣僚は、過去2年間の安全保障協議委員会の会合及び発表文において示された展望に従って、二国間の安全保障及び防衛協力が近年進展していることを歓迎した。2006年7月のミサイル発射及び同年10月の核実験を含む北朝鮮による挑発は、常に変化する安全保障環境において同盟が引き続き有効であることを確保するためには、日米同盟の変革が重要であるということを明確に認識させるものである。

閣僚は、現在の拡大する日米協力が、数年前に始まった同盟の更新及び強化のためのこれまでの努力によって可能となったように、両国が現在同盟に対して行う投資によって、平和及び安全に対する将来の課題に対して、同盟が効果的に対応することが可能となることを認識した。

さらに、閣僚は、相互協力及び安全保障条約の伝統的な役割の重要性を強調した。同条約は、日本政府に対する米国の安全保障を確かなものとしつつ、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスを可能としてきた。米国の拡大抑止は、日本の防衛及び地域の安全保障を支えるものである。米国は、あらゆる種類の米国の軍勢力（核及び非核の双方の打撃力及び防衛能力を含む。）が、拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認した。

この文脈において、閣僚は、新たに発生している安全保障上の課題に対して、より効果的に対応するために、二国間の情報協力及び情報共有を拡大し深化する必要性を強調した。閣僚は、また、秘密を保護するためのメカニズムを強化することとした。

安倍晋三総理大臣及びジョージ・W・ブッシュ大統領は、2006年11月18日に会談し、日米二国間の安全保障協力、特に弾道ミサイル防衛（BMD）の分野における協力の検討を求め、2007年4月27日の首脳会談においてその重要性を改めて強調した。閣僚は、本日、共通戦略目標及び同盟の変革の文脈において、この議題に焦点を当てた。

閣僚は、また、日本の防衛組織の庁から省への移行及び自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化を歓迎した。

Ⅱ. 共通戦略目標

日本及び米国は、国際社会において基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を促進することを確約している。2005年2月19日、閣僚は、二国間の協力を進展させるための広範な基礎となる共通戦略目標を特定した。

本日の会合において、閣僚は、現在の国際安全保障環境を考慮しつつ、これらの共通戦略目標へのコミットメントを再確認した。この文脈において、閣僚は、2007年2月13日、第5回六者会合において採択された「共同声明の実施のための初期段階の措置」を歓迎し、北朝鮮が同文書に記されたコミットメントを速やかに実施するように促した。

閣僚は、今般の協議において、両国の利益を進展させる以下の戦略目標を強調した。

- ・六者会合を通じて朝鮮半島の非核化を達成し、また、その他の分野での進展を展望した2005年9月19日の共同声明を完全に実施する。これには、北朝鮮と米国及び日本との国交正常化、拉致問題といった人道上の問題の解決、北東アジアの恒久的な平和及び安定のための共同の努力に対する六者すべてのコミットメントが含まれる。
- ・すべての国連加盟国が国連憲章第7章下の決議である国連安保理決議第1718号の規定を遵守する義務を引き続き有していることに留意しつつ、同決議の迅速かつ完全な実施を達成する。
- ・地域及び世界の安全保障に対する中国の貢献の重要性を認識しつつ、中国に対して、責任ある国際的なステークホルダーとして行動すること、軍事分野における透明性を高めること、及び、表明した政策と行動との間の一貫性を維持することを更に促す。
- ・アジア太平洋経済協力（APEC）が地域の安定、安全及び繁栄の促進において果たす極めて重要な役割を認識し、APECを卓越した地域経済フォーラムとして強化するための協力を増進する。
- ・東南アジアにおいて民主的価値、良き統治、法の支配、人権、基本的自由及び統合された市場経済を促進するとの東南アジア諸国連合（ASEAN）の努力を支援し、また、二国間及びASEAN地域フォーラムを通じ、非伝統的及び国境を越える重大な安全保障上の問題についての地域の能力及び協力を構築する。
- ・共有する民主的価値及び利益に基づき、安全保障及び防衛の分野

を含め、地域及び世界において、米国、日本及び豪州の三国間協力を更に強化する。

- ・インドの継続的な成長が地域の繁栄、自由及び安全に密接に繋がっていることを認識しつつ、共通の利益の分野を進展させ協力を強化するため、インドとのパートナーシップを引き続き強化する。
- ・アフガニスタンの成功裡の経済復興及び政治的安定を確保する。これは、より広範な地域の安全の確保及びテロリズムの打破のために不可欠である。その目的のため、日米両国は、復興、開発及び安全保障を必要とするアフガニスタンの移行を支援することを確約している。
- ・自らを統治し、防衛し、持続させる能力を持ち、テロとの闘いの同盟国にとどまる、統一された民主的なイラクの建設に貢献する。
- ・イランに国際原子力機関（IAEA）の要求を完全に遵守させることを目的とする国連安保理決議第1737号及び第1747号の迅速かつ完全な実施を達成する。両国は、中東におけるイランの行動に関して国際社会が引き続き有する懸念に留意しつつ、イランがテロの問題に関して責任ある姿勢を示すことにより国際社会においてより積極的な役割を果たすべきであるとの見解で一致している。
- ・北大西洋条約機構（NATO）の平和及び安全への世界的な貢献と日米同盟の共通戦略目標とが一致し、かつ、補完的であることを認識しつつ、より広範な日本とNATOとの協力を達成する。

Ⅲ. 役割・任務・能力

2005年10月29日、安全保障協議委員会は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関するイニシアティブを示した文書「日米同盟：未来のための変革と再編」を承認した。同文書に示された安全保障に関する事項を遂行することは、現在の安全保障環境における多様な課題に対応する同盟の能力にとって不可欠である。

閣僚は、この同盟の変革に関する構想に沿った役割・任務・能力の進展を確認するとともに、以下を強調した。

- ・自衛隊による国際平和維持活動、国際緊急援助活動及び周辺事態への対応の本来任務化。これは、国際安全保障環境の改善への日本の貢献の重要性に対する関心の高まりを反映するものである。この文脈において、閣僚は、イラクの復興努力に対する自衛隊の支援及びインド洋で活動する諸外国の軍隊等に対する自衛隊の支援につき議論した。
- ・変化する安全保障環境を反映し、また、地域の危機において共に行動する自衛隊及び米軍がより良い態勢をとるための、より具体的な計画検討作業の持続的な進展。そのような計画検討作業には広範な機能及び分野において更なる調整が必要とされることから、関係省庁の計画検討作業過程への積極的な参加が引き続き極めて重要である。
- ・軍事情報包括保護協定（GSOMIA）としても知られる、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する両政府間の実質的合意。GSOMIAは、情報交換を円滑化し、情報並びに防衛装備計画及び運用情報の共有に資する情報保全のための共通の基礎を確立するものである。
- ・二国間の化学・生物・放射線・核（CBRN）防護作業部会の設立。これは、大量破壊兵器による攻撃を受けた場合に運用能力の持続を確保するべく、CBRN兵器に対する自衛隊及び米軍部隊の即応態勢及び相互運用性を改善することに関し着実な進展を図るものである。
- ・危機及びそれ以前における、政策、運用、情報及び広報に係る方針を調整するための、柔軟な二国間の省庁間調整メカニズムの構築。
- ・相互運用性を強化し同盟の役割・任務・能力を推進させるための、

二国間の共同訓練の実施。

閣僚は、日本及び地域の安全保障にとって米軍のプレゼンスが重要性を増していることを認識しつつ、同盟の変革の成功を確保するための適切な資源が必要であることを強調した。両同盟国は、また、同盟の能力を改善し、かつ、在日米軍のプレゼンスを維持するための資源を確保すべく最善の努力を払う。

Ⅳ. 再編ロードマップの実施

閣僚は、2006年5月の安全保障協議委員会文書「再編実施のための日米のロードマップ」に記されている再編案を着実に実施する決意を再確認した。これらの再編案は、実施されれば、安全保障同盟に対する日米両国民一般の支持を強化することになる。

閣僚は、「ロードマップ」に記されている以下を含む再編案に係るこれまでの進展を確認し、評価した。

- ・2006年6月の再編案の実施を総括する二国間調整メカニズムの創設。
- ・再編案の早期実施を円滑化するために必要な法案及び予算に関する日本の国会の審議等。
- ・普天間飛行場代替施設の専門技術的設計に関する取組及びキャンプ・シュワブ沖での海域調査の開始。
- ・以下のような第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の2014年までの沖縄からグアムへの移転に向けた重要な協力。
 - グアムにおける施設の計画及び開発を統括するグアム統合計画室の米国による設置及び予算措置。
 - 米海兵隊の沖縄からグアムへの移転に向けた環境影響評価書の準備のための計画通知（Notice of Intent）を含む、米国の環境影響評価手続の開始。
 - 第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に関連する日本の資金的コミットメントの一部を実現するために、日本政府の指示の下、適切な措置をとる権限を国際協力銀行（J B I C）に付与する上述の法案の日本の国会への提出。
- ・2007年3月の航空機の訓練移転の開始。
- ・横田空域の柔軟な使用に関する措置の2006年9月の実施、並びに、2008年9月までに管制業務を日本に返還する横田空域の範囲及び横田レーダー進入管制業務における自衛隊管制官併置に関する2006年10月の合意。これらの措置は、軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行の円滑化を促進するものである。
- ・「ロードマップ」に明示されている横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関するスタディ・グループの2006年10月の立ち上げ。

閣僚は、「ロードマップ」に従って、目標の2014年までに普天間飛行場代替施設を完成させることが、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転及びそれに続く沖縄に残る施設・区域の統合を含む、沖縄における再編全体の成功裡かつ時宜に適った実施のための鍵であることを再確認した。閣僚は、統合のための詳細な計画に関する重要な進展を認識し、その完成に向けて引き続き緊密に協議するよう事務当局に指示した。

閣僚は、また、1996年の沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）最終報告の合意事項の実施が継続的に進展していることを評価した。これには、2006年9月の瀬名波通信施設の返還並びに2006年12月の楚辺通信施設及び読谷補助飛行場の返還が含まれており、これは合計で300ヘクタール（750エーカー）以上になる。

Ⅴ. BMD及び運用協力の強化

同盟のBMD能力は、同盟の全体的な抑止の態勢に貢献するものであり、日米のシステムが効果的に共同運用できる程度に応じて強化される。閣僚は、両国が能力を整備し、配備するに際して、戦術面、運用面及び戦略面での調整を確保するためにあらゆる努力が払われなければならないことを確認した。そうした観点から、日米は、同盟の利益に対する弾道ミサイルの脅威に対処するに当たって、緊密に調整しつつ適切な措置をとる。

この文脈において、閣僚は、以下の分野の運用協力を強調した。

- ・運用協力を強化するため、二国間の計画検討作業は、今日及び予見可能な将来におけるミサイル防衛能力を考慮しなければならない。この目的のため、米軍及び自衛隊は、弾道ミサイルの脅威に対するミサイル防衛及び関連作戦の実施に当たっての構想、役割及び任務を相互に明確にする。同時に、政策レベルで、BMDの運用に係る政策指針が明確かつ最新のものとなっていることを確保する。
- ・2005年10月29日、安全保障協議委員会は、共同統合運用調整所の構築を指示した。2006年6月－7月の北朝鮮のミサイルによる挑発が行われている間、日米は、自衛隊の連絡官が配された横田飛行場の暫定的な調整施設を通じてのものを含め、適時に情報を交換した。変化する状況につき双方が共通の認識を持つことを確保するに当たって、この施設が収めた成功は、横田飛行場における共同統合運用調整所の設置を通じたものを含め、二国間の政策・運用調整の継続的な向上の重要性を実証した。
- ・自衛隊及び米軍の状況認識を改善する重要性を認識しつつ、双方は、BMD運用情報及び関連情報を直接相互にリアルタイムで、常時共有することを確約している。双方は、また、二国間の共通の運用画面を構築する。
- ・双方は、同盟の役割・任務・能力の支援のために共有されるべき、より広範な運用情報及びデータを特定するために、包括的な情報共有ロードマップを策定する。

Ⅵ. BMDシステム能力の向上

閣僚は、ミサイル防衛に関する過去の同盟の決定が、近年の加速化された協力と相まって、地域におけるBMD能力を強化してきたことを評価した。

閣僚は、以下を含む、重要な進展を強調した。

- ・米国Xバンド・レーダー・システムの日本の航空自衛隊車力分屯基地への配備及び運用。これは、米国によるレーダー・データの自衛隊への提供を伴う。
- ・日本の嘉手納飛行場への米国P A C－3大隊の配備及び運用。
- ・米太平洋艦隊の前方展開された海軍部隊に対するスタンダード・ミサイル（S M－3）防衛能力の最近及び今後の継続的な追加。
- ・日本のイージス艦へのS M－3能力付与のための改修を促進するとの日本の決定。日本は、護衛艦「こんごう」の改修を2007年末までに完了するほか、護衛艦「ちょうかい」、「みょうこう」及び「きりしま」の改修についても前倒しを図る。
- ・P A C－3配備の前倒しを図るとの日本の決定。これにより、最初のP A C－3高射隊が2007年3月に配備され、16個のP A C－3高射隊が2010年初頭までに配備されるとの見通しが得られた。
- ・次世代型S M－3迎撃ミサイルの日米共同開発についての優先的な取扱い。技術の移転に関する枠組みについて双方が基本的に合意したことにより、この計画及び将来の日米の技術協力計画の進展を促進することになる。

閣僚は、安全保障及び防衛協力のための同盟の変革を進展させることが、地域及び世界の平和及び安全に貢献することを確認した。

資料42 日米防衛協力のための指針

(ニューヨーク、平成9年9月23日)

I 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II 基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

III 平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」の通り、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流

及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

IV 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、

双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及

び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(i) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ) 捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(二) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力

が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

Ⅵ 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得よう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得よう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得ようとする。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による

日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得よう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

VII 指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

(別表省略 掲載図表Ⅲ－2－3－4 (P266) 参照)

資料43 日米共同訓練の実績（平成18年度）

統合訓練

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
日米共同統合演習 （指揮所演習）	19.1.29 ～2.8	市ヶ谷駐屯地及び在日米軍横田基地等	統幕、情報本部、内部部局、陸・海・空各幕、各方面隊、自衛艦隊、各地方隊、航空総隊、航空支援集団等 約1,350名	在日米軍司令部、在日米各軍司令部等 約3,100名	わが国防衛のための日米共同対処及び周辺事態等各種の事態に際しての自衛隊の対応と日米協力について演練し、共同統合運用能力の維持・向上を図る。

陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
方面隊指揮所演習	18.7.12 ～7.21	ハワイ州フォート・シャフター	陸幕等 約105名	在日米陸軍司令部、第1軍団等 約100名	調整要領の演練
実動訓練	18.10.16 ～10.26	関山演習場等	第1空挺団 約350名	オレゴン陸軍州兵第41歩兵旅団 約240名	連携要領の演練
米国における実動訓練 （米陸軍）	18.10.24 ～11.27	米国ハワイ州スコフィールド・バラックス	東部方面隊 約180名	第29独立歩兵旅団	市街地戦闘等に関する戦術及び戦闘要領の演練
米国における実動訓練 （米海兵隊）	19.1.18 ～2.21	米国カリフォルニア州キャンプ・ペンドルトン等	西部方面隊 第21普通科連隊 約180名	第1海兵機動展開部隊	多様な事態に関する戦術及び戦闘要領の演練
実動訓練	19.1.29 ～2.10	大矢野原演習場	第1混成団 約270名	第3海兵師団 約100名	連携要領の演練
方面隊指揮所演習	19.2.4 ～2.16	伊丹駐屯地	中部方面隊等 約3,400名	在日米陸軍司令部、第1軍団等 約1,400名	調整要領の演練

海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
基地警備特別訓練	18.11.13 ～11.16	横須賀港	横須賀地方隊等 約320名	米海軍横須賀基地憲兵隊	基地警備における連携要領の演練
衛生特別訓練	18.11.15	米海軍横須賀基地内	横須賀地方隊等 約50名	米海軍横須賀病院等 約100名	衛生訓練
掃海特別訓練	18.11.19 ～11.30	日向灘	艦艇 30隻 航空機 4機	水中処分員 7名	掃海訓練
輸送特別訓練	19.3.3 ～3.7	横須賀から駿河湾に至る海域	艦艇 1隻	艦艇 1隻	輸送訓練

航空自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練	18.5.15 ～5.25	沖縄周辺空域及び臨時訓練空域	航空機（延） 75機	航空機（延） 40機	連携要領の演練 戦術技量の向上
戦闘機戦闘訓練 防空戦闘訓練 空対地射撃訓練	18.5.26 ～6.20	米国グアム島アンダーセン空軍基地及びファロン・デ・メディニラ空対地射撃場並びに同周辺空域	航空機（延） 96機	航空機（延） 16機	連携要領の演練 戦術技量の向上
防空戦闘訓練 基地防空訓練	18.7.13 ～8.11	米国アラスカ州アイルソン空軍基地及びエレメンドルフ空軍基地並びに同周辺空域等	航空機（延） 103機	航空機（延） — （不明）	連携要領の演練 戦術技量の向上
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練	18.12.1 ～12.6	沖縄周辺空域及び特別な臨時訓練空域	航空機（延） 24機	航空機（延） 25機	連携要領の演練 戦術技量の向上
戦闘機戦闘訓練	19.3.5 ～3.8	九州北方空域及び九州西方空域	航空機（延） 16機	航空機（延） 16機	連携要領の演練 戦術技量の向上

資料44 武器輸出三原則など

○「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）（注）及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）により経済産業大臣の許可が必要。

（注）現在は、外国為替及び外国貿易法。

1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42．4．21、衆・決算委
（要旨）

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

- ① 共産国向けの場合
- ② 国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合
- ③ 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51．2．27、衆・予算委
（全文）

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- ① 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- ② 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替

及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

- ③ 武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第一の第109の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

(2) 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

- ① 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

- ② 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」とであると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。

（注）平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、(1)

- ③の「第109の項」及び(2)①の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。

資料45 23事案の概要

(2007. 3.31現在)

施 設 名	範 囲	面積 (ha)	種 別				備 考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
〔返還済〕							
陸 軍 貯 油 施 設	1. 浦添・宜野湾市間のパイプライン	4			○		平.2.12.31.返還
キ ャ ン プ 瑞 慶 覧	2. 地下通信用マンホール等部分（登川）	0.1		○			平.3.9.30.返還
北 部 訓 練 場	3. 国頭村（伊部岳）地区、東村（高江）地区	480		○			平.5.3.31.返還
	4. 県道名護国頭線以南の一部	(256)	○				
キャンプ・シュワブ	5. 国道329号沿いの一部（辺野古）	1	○				平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6. 全部	0.1				○	平.5.3.31.返還
那 覇 冷 凍 倉 庫	7. 全部	建物	○				平.5.3.31.返還
砂 辺 倉 庫	8. 全部	0.3				○	平.5.6.30.返還
八 重 岳 通 信 所	9. 南側（名護市）及び北側（本部町）	19	○				平.6.9.30.返還
キ ャ ン プ 桑 江	(19. 東側部分の南側)	2	○	○			平.6.12.31.返還
恩 納 通 信 所	10. 全部	62			○		平.7.11.30.返還
	11. 東側部分	(26)	○				
嘉 手 納 飛 行 場	12. 南側の一部（桃原）	2		○			平.8.1.31.返還
知 花 サ イ ト	13. 全部	0.1				○	平.8.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	14. 金武町内の一部（金武）	3		○			平.8.12.31.返還
嘉 手 納 弾 薬 庫 地 区	(21. 国道58号沿い東側部分（喜納～比謝）、南西隅部分（山中エリア））	74	○				平.11.3.25.返還
	15. 嘉手納バイパス（国道58号西側）	3	○	○			平.11.3.25.返還
	(21. ごみ焼却施設用地部分（倉浜））	9	○				平.17.3.31.返還
	(21. 陸上自衛隊継続使用部分）	58	○				平.18.10.31.返還
ト リ イ 通 信 施 設	16. 嘉手納バイパス	4		○			平.11.3.31.返還
工 兵 隊 事 務 所	17. 全部	4	○				平.14.9.30.返還
キ ャ ン プ 桑 江	18. 北側部分（伊平）	38		○			平.15.3.31.返還
	(19. 国道58号沿い）	(5)	○				
16 施設、18 事案		765	6	7	2	3	
〔返還合意後、返還未了事案〕							
キ ャ ン プ 桑 江	19. 東側部分の北側（桑江）	0.5	○				平.7.12.21.返還合意、平.11.4.22.及び平.13.12.21.変更合意（跡地利用計画策定時点または南側部分返還時点のいずれか早い時点での返還）
キ ャ ン プ 瑞 慶 覧	20. 泡瀬ゴルフ場	47			○		平.8.3.28.返還合意（嘉手納弾薬庫地区にゴルフ場を移設後返還、現在、移設先地の本工事実施中）
嘉 手 納 弾 薬 庫 地 区	21. 旧東恩納弾薬庫部分	43	○				平.8.3.28.返還合意（弾薬庫を移設、泡瀬ゴルフ場の移設整備後残地を返還）
普 天 間 飛 行 場	22. 東側沿いの土地（中原～宜野湾）	4		○			平.8.3.28.返還合意（巡回道路等移設後返還）
キャンプ・ハンセン	23. 東シナ海側斜面の一部（名護市）	162	○				平.7.12.21.返還合意、平.11.4.22.及び平.16.2.12.変更合意（地元から跡地利用計画策定のために更に5年間（2回目の延期：計10年間延期）の返還延期要請があり、返還期限を平成20年末まで延期）
5 施設、5 事案		256	3	1	1	0	
合 計	17 施設、23 事案	1,021	9	8	3	3	

(注) 1 面積欄の（ ）内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。

2 種別欄の○印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。

3 範囲欄の番号は、事案（計23事案）の区別のため、便宜的に表示したもの。

4 種別欄中の「安保協」は、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち平成2年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。

資料46 SACO最終報告（仮訳）

（平成8年12月2日）

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

一普天間飛行場 付属文書のとおり

一北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の

過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。

・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

一安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

一ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

一楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

一読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

一キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

一瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

一牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

一那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

一住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

一県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

―パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

―公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

―嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

―KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8 ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8 航空機の移駐は完了した。

―嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

―嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

―普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

―事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらしとの米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に係る全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

―日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

―米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

―米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

―任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

―請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下での請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。

・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。

・米政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

―検査手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

―キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

一日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（東京、平成8年12月2日）

1. はじめに

(a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち(1)ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2)キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに(3)海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。

(b) 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。

(c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

(a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、

厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

- (b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- (c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- (d) 危機の際に必要なとなる可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- (e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、栈橋又はコズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザリ

ー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a) 杭式栈橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
 - (b) 箱（ポンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
 - (c) 半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。
5. 今後の段取り
- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
 - (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
 - (c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料47 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画

（平成15年12月9日 閣議決定）
（平成18年12月26日 一部改正）

1 基本方針

平成15年3月20日、米国を始めとする国々は、イラクが国際社会の平和と安全に与えている脅威を取り除くための最後の手段として、イラクに対する武力行使を開始した。その後、イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会は、同国の復興支援のために、積極的に取り組んできている。

イラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、石油資源の9割近くを中東地域に依存する我が国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要である。

このため、我が国は、イラクがイラク人自身の手により一日も早く再建されるよう、国際連合安全保障理事会決議1483及び決議1511により表明された国際社会の意思を踏まえ、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成15年法律第137号。この基本計画において、「イラク人道復興支援特措法」という。）に基づき自衛隊の部隊をムサンナー県等に派遣し、自衛隊による人道復興支援活動と政府開発援助（ODA）による支援を「車の両輪」として、主体的かつ積極的に、できる限りの支援を行ってきた。また、決議1546に示されているとおり、イラクに完全な主権が回復され、イラクの本格的な復興に向けた新たな局面が開かれる中、このようなイラク人や国際社会の取組を支え、イラクの国家再建が着実に進展するよう、一層の支援を継続してきた。こうした国際的支援の下、新たなイラク憲法に基づき国民議会選挙が実施され、新政府が発足し、決議1546等に明示された政治プロセスは完了した。また、イラクの治安部隊が育成され多国籍軍からの治安権限移譲プロセスも進行するなど、民主的な政府の下でイラク人自身による自立的な復興に向けての本格的な第一歩が踏み出された。今後、我が国としては、これまでの復興支援の成果を着実に根

付かせるとともに、イラクとの幅広い長期的なパートナーシップの構築に向け取り組んでいくが、イラク政府の要請に基づき多国籍軍の権限を1年間延長する決議1723が採択されるなど、国連及び多国籍軍が依然イラクへの支援を継続していることも踏まえ、イラク人道復興支援特措法に基づき、引き続き人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することとする。

2 人道復興支援活動の実施に関する事項

(1) 人道復興支援活動に関する基本的事項

そもそも四半世紀にわたる圧政により疲弊し社会基盤整備が遅れているイラクにおいては、平成15年3月の武力行使を経て、政権が崩壊し、住民が困難な状況に置かれ、人道復興支援の必要性は、極めて大きなものとなった。特に、医療に関しては、資機材を含め病院の運営・維持管理等の面で不十分な状況となった。また、電力や水の供給に関しては、国全体としての供給網が十分に機能し得る状況になく、地域によっては大きな課題となっていた。

したがって、このような分野を中心に、早急な支援が必要であり、さらには、こうした当面の課題の解決のための支援に加え、より本格的な社会基盤の整備につながる支援も必要と判断した。

かかる状況を踏まえ、我が国は、イラク人道復興支援特措法に基づき陸上自衛隊の部隊をムサンナー県に派遣し、人道復興支援活動等に当たらせるとともに、航空自衛隊の部隊による人道復興関連物資等の輸送を実施してきた。同県においては、約2年半に及ぶ医療、給水、学校・道路等公共施設の改修など多岐にわたる陸上自衛隊の部隊の活動とODAにより、現地の生活基盤の整備、雇用の創出など目に見える成果が生まれたため、応急復旧的な支援措置が必要とされる段階は基本的に終了し、イラク人自身による自立的な復興の段階に移行したものと考えられる。このため、平成18年6月20日に陸上自衛隊の部隊によるイラク国内における対応措置の終結を決定し、同年7月25日に人道復興支援活動等を実施する部隊が、同年9月9日に対応措置の終結に係る附帯業務を実施する部隊が、それぞれ帰国を完了したところである。

一方、航空自衛隊の部隊については、国連からの要請も踏まえ、以下のとおり、引き続き人道復興支援活動を実施する。

なお、かかる活動を円滑に実施し、現地社会の人々の生活の安定と向上等に寄与するため、自衛隊の部隊等及びイラク復興支援職員は、相互に連携を密にするとともに関係在外公館とも密接に連携して、一致協力してイラクの復興支援に取り組むこととする。

(2) 人道復興支援活動の種類及び内容

ア 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動

人道復興関連物資等の輸送（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規定する活動）を実施する。なお、当該活動については、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じた上で、慎重かつ柔軟に実施することとする。

イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動

イラク復興支援職員による人道復興支援活動の種類及び内容は、次のとおりとし、治安状況を十分に見極め、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じ、活動を実施する職員の安全の確保を前提として、慎重かつ柔軟に実施することとする。

(ア) 医療（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第1号に規定する活動）

イラク国内の医療環境を改善するため、イラク国内の主要な病院の機能を立て直すことを目指し、その運営・維持管理について、イラク人医師等に対して助言・指導等を行う。

(イ) 利水条件の改善（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規定する活動）

給水状況、取水源等について調査の上、住民自ら維持できる浄水・給水設備の設置等の建設活動を実施する。

(3) 人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

(ア) 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、自衛隊の部隊等の安全が確保されなければならない。

このため、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が人道復興支援活動を実施する区域を（イ）に定める範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。

(イ) 自衛隊の部隊等が人道復興支援活動を実施する区域の範囲は、クウェート国内の飛行場施設及びイラク国内の飛行場施設（バスラ飛行場、バグダッド飛行場、バラド飛行場、モースル飛行場、アリ（タリル）飛行場、エルビル飛行場等）に、我が国の領域からこれらに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地、物品の積卸し・調達地、部隊の活動に係る慣熟訓練のための地域、装備品の修理地及びこれらの場所又は地域の間の移動に際して通過する地域を加えたものとする。

なお、これに加え、派遣される自衛隊の部隊等の隊員のうち当該部隊の業務に附帯する業務として部隊の活動の安全かつ適切な実施に必要な情報の収集と連絡調整を行う者は、バグダッドの多国籍軍の司令部施設並びにイラクと国境を接する国及びペルシャ湾の沿岸国並びにこれらの場所又は地域相互間及びこれらの場所又は地域と前段に規定する飛行場施設との間で行われる移動と連絡に際して通過する場所又は地域において、当該業務を実施することができることとする。

イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

(ア) イラク復興支援職員による人道復興支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、イラク復興支援職員の安全が確保されなければならない。

このため、内閣総理大臣は、イラク復興支援職員が人道復興支援活動を実施する区域を（イ）に掲げる範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注

意深く見極めた上で実施するものとする。

- (イ) イラク復興支援職員が人道復興支援活動を実施する区域の範囲は、次に掲げる場所又は地域に、我が国の領域からこれらに至る地域に所在する経由地及びこれらの場所又は地域の間の移動に際して通過する地域を加えたものとする。

a 医療

イラク国内における病院・医療施設

b 利水条件の改善

ムサンナー県を中心としたイラク南東部

- (4) 人道復興支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 規模及び構成並びに装備

(2) アに掲げる人道復興関連物資等の輸送を行うための航空自衛隊の部隊は、輸送機その他の輸送に適した航空機8機以内とし、その人員は、これらの航空機の運航等に要する数の範囲内とする。

また、この部隊は、部隊の規模に応じ安全確保に必要な数の拳銃、小銃及び機関拳銃及び活動の実施に必要なその他の装備を有するものとする。ただし、装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。

イ 派遣期間

平成15年12月15日から平成19年7月31日までの間とする。

なお、この期間内においても、部隊の活動については、イラク新政府による有効な統治の確立に向けた政治状況の進展、現地の治安に係る状況、国連及び多国籍軍の活動状況及び構成の変化など諸事情を、政府としてよく見極めつつ、イラクの復興の進展状況等を勘案して、適切に対応する。

- (5) 国際連合等に譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達するに際しての重要事項

イラク復興支援職員が行う利水条件の改善に係る必要な浄水・給水設備については、政府がこれを調達することとする。

- (6) その他人道復興支援活動の実施に関する重要事項

ア 人道復興支援活動を実施する区域の指定を含め、当該活動を的確に実施することができるよう、我が国は、国際連合、人道復興関係国際機関、イラクを含む関係国等と十分に協議し、密接に連絡をとるものとする。

イ イラク復興支援職員による(2)イに掲げる人道復興支援活動については、治安状況を十分に見極め、実施の態様、職員の宿泊場所、警備、携行する器材等も含め安全の確保に十分に配慮し、安全の確保を前提として、平成15年12月15日から平成19年7月31日までの間の必要な期間において、慎重かつ柔軟に実施することとする。

ウ 政府として、イラクの社会基盤の整備について、電力施設、セメント工場等の基幹産業施設及び生活関連施設に関し、安全の確保を前提として必要な調査を行い、その結果を踏まえて、イラク復興支援職員による当該施設の復旧・整備等を目指して努力することとする。

エ 自衛隊の部隊等による(2)アに掲げる人道復興支援活動の実施に当たっては、政府として、派遣期間を通じて、現地の治安に係る状況、多国籍軍の動向等を勘案しながら、安全の確保のため、必要に応じ適切な措置を講じることとする。

3 安全確保支援活動の実施に関する事項

- (1) 安全確保支援活動に関する基本的事項、同活動の種類及び内容、同活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関す

る事項並びに同活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 我が国は、1に定める基本方針のとおり、人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することとするが、イラク国内における安全及び安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動を支援するため、人道復興支援活動を行う(2)アに掲げる自衛隊の部隊は、その活動に支障を及ぼさない範囲で、イラク人道復興支援特措法第3条第3項に規定する医療、輸送、保管、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒を行うことができる。

イ 安全確保支援活動を実施する区域の範囲は、(2)アに掲げる自衛隊の部隊が人道復興支援活動を実施するものとして定めた(2)アに掲げる区域の範囲とする。

自衛隊の部隊による安全確保支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと思われる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、自衛隊の部隊の安全が確保されなければならない。

このため、防衛大臣は、自衛隊の部隊が安全確保支援活動を実施する区域を上記の範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。

- (2) その他安全確保支援活動の実施に関する重要事項

ア 安全確保支援活動を実施する区域の指定を含め、当該活動を的確に行うことができるよう、我が国は、国際連合、人道復興関係国際機関、イラクを含む関係国等と十分に協議し、密接に連絡をとるものとする。

イ 自衛隊の部隊等による(1)アに掲げる安全確保支援活動の実施に当たっては、政府として、派遣期間を通じて、現地の治安に係る状況、多国籍軍の動向等を勘案しながら、安全の確保のため、必要に応じ適切な措置を講じることとする。

4 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整及び協力に関する事項

イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、同法に基づき派遣される自衛隊の部隊及びイラク復興支援職員の安全を図るため、下記の事項を含め、内閣官房を中心に、防衛省・自衛隊及び内閣府並びに外務省を始めとする関係行政機関の緊密な連絡調整を図り、必要な協力を行うものとする。

(1) 派遣された自衛隊の部隊及びイラク復興支援職員並びに関係在外公館は、活動の実施と安全確保に必要な情報の交換を含め、連絡を密にするように努め、一致協力してイラクの復興支援に取り組むものとする。

(2) 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊又はイラク復興支援職員がイラク人道復興支援特措法に基づく活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の同法に基づく活動の実施と安全確保に必要な情報に関し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(3) 関係行政機関の長は、内閣総理大臣又は防衛大臣から、イラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施に必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換えその他

の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

(4) 内閣総理大臣は、イラク復興支援職員の採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとし、関係行政機関の長は、このために必要な協力を行うものとする。

(5) 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、イラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施と安全確保のため必要な協力を行うものとする。

資料48 イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について

(平成16年6月18日)
閣議了解

平成16年6月8日、国際連合安全保障理事会において決議1546が全会一致で採択された。この決議にあるとおり、イラクにおいては、同月30日をもって占領が終了し、完全な主権が回復されることになる。

我が国としては、イラクに完全な主権が回復され、本格的な復興に向けた新たな局面が開かれたことを歓迎する。

これまで、我が国の自衛隊は、日本国憲法の下、イラク人道復興支援特措法及びその基本計画に基づき、イラクの人々のため、人道復興支援を中心とする活動を行ってきた。その活動は、現地で高い評価を得ており、イラクへの主権の回復後も、その活動の継続に強い期待が寄せられている。

今般、イラク暫定政府が国際社会に対し多国籍軍の駐留を含めた支援を要請していることを踏まえたこの決議が全会一致で採択されたことを受け、イラクの復興と安定が我が国自身の安全と繁栄にとっても重要であるとの認識に立ち、イラクへの主権の回復後も、自衛隊が引き続きこのような活動を継続することとする。

その際、この新たな決議において、これまで我が国の自衛隊が行ってきたような人道復興支援活動が多国籍軍の任務に含まれることが明らかになったこと等を踏まえ、政府として十分な検討を行った上で、自衛隊は多国籍軍の中で今後とも活動を継続する。

6月30日以降、自衛隊は、多国籍軍の中で、統合された司令部の下にあって、同司令部との間で連絡・調整を行う。しかしながら、同司令部の指揮下に入るわけではない。自衛隊は、引き続き、我が国の主体的な判断の下に、我が国の指揮に従い、イラク人道復興支援特措法及びその基本計画に基づき、イラク暫定政府に歓迎される形で人道復興支援活動等を行うものであり、この点については、今般の安保理決議の提案国であり、多国籍軍及びその統合された司令部の主要な構成国である米、英両政府と我が国政府との間で了解に達している。

なお、自衛隊は、これまで同様、憲法の禁じる武力の行使に当たる活動を行うものではなく、イラク人道復興支援特措法に基づき、いわゆる「非戦闘地域」において活動するものであり、他国の武力の行使と一体化するものではない。

以上のとおり、自衛隊が多国籍軍の中で活動を行うことは、憲法との関係で許されないとしてきたいわゆる多国籍軍への参加に関する従来の政府見解を変えるものではない。

【参考】 イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について

(平成16年6月28日)
閣議了解

イラクにおいては、平成16年6月28日に、完全な主権が回復されたことに伴い、「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」(平成16年6月18日閣議了解)中「6月30日」とあるのは、「6月28日」と了解する。

資料49 テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画

(平成13年11月16日 閣議決定)
(平成19年4月24日 一部変更)

1 基本方針

本年9月11日に米国において発生したテロリストによる攻撃(以下「テロ攻撃」という。)は、米国のみならず人類全体に対する卑劣かつ許しがたい行為である。これに対し、現在、世界の国々が、立場の違いを超えて非人道的なテロリズムを非難し、力を合わせてこれに立ち向かっている。

我が国としても、国際的なテロリズムとの闘いを自らの問題と認識して、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組に積極的かつ主体的に寄与するとの立場に立ち、憲法の範囲内でできる限りの支援、協力を行うことが重要である。

このため、「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」(平成13年法律第113号。この基本計画において、「テロ対策特措法」という。)に基づき、協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動を実施することとする。

2 協力支援活動の実施に関する事項

(1) 協力支援活動に関する基本的事項

テロ攻撃に対応して、本年10月8日以降、米国等はタリバン等に対する軍事行動を開始した。このような状況を踏まえ、我が国は、テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与している米国等の軍隊等の活動に対して、以下のとおり、協力支援活動を実施する。

(2) 協力支援活動の種類及び内容

自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供として米国等の軍隊等に対して実施する協力支援活動の種類及び内容は、次のとおりとする。

ア 補給

艦船による艦船用燃料等及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料の艦船に対する補給

イ 輸送

(ア) 艦船による艦船用燃料等の輸送(ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米国の軍隊の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の輸送)

(イ) 航空機による人員及び物品の輸送

ウ その他

(ア) 修理及び整備

修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(イ) 医療

傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(ウ) 港湾業務

国内における船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(3) 協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア (2) ア及びイに掲げる補給及び輸送を実施する区域の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 我が国の領域

(イ) 艦船による補給及び輸送については、インド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）及びその上空並びに以下のもの（インド洋及びその上空に属するものを除く。）

(a) 英国ディエゴ・ガルシア島及びそれに係る同国の領海並びにそれらの上空

(b) オーストラリアの領域

(c) インド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地又は燃料等の積卸地（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米国の軍隊の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の積卸地又は乗降地）となる国の領域

(ウ) 航空機による輸送については、米国グアム島及びその上空並びにそれに係る米国の領海の上空、英国ディエゴ・ガルシア島及びその上空並びにそれに係る英国の領海の上空並びにインド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地又は物品の積卸地となる国の領域

(エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) に掲げる地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船又は航空機が通過する海域及び空域（(ア)、(イ) 又は (ウ) に掲げる地域に属するものを除く。）

イ (2) ウ (ア) に掲げる修理及び整備を実施する区域の範囲は、ア (ア) 及び (イ) に掲げる地域並びにこれらの地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域（ア (ア) 又は (イ) に掲げる地域に属するものを除く。）並びにア (ウ) に掲げる外国の領土とする。

ウ (2) ウ (イ) に掲げる医療を実施する区域の範囲は、ア (ア) 及び (イ) に掲げる地域並びにこれらの地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域（ア (ア) 又は (イ) に掲げる地域に属するものを除く。）とする。

エ (2) ウ (ウ) に掲げる港湾業務を実施する区域の範囲は、ア (ア) に掲げる地域とする。

オ 防衛大臣は、協力支援活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(4) 協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 規模及び構成

(ア) (2) ア及びイ (ア) に掲げる補給及び輸送を補給艦及び護衛艦により行うための海上自衛隊の部隊（人員800名以内。ただし、部隊の交替を行う場合は1600名以内）。ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、このための海上自衛隊の部隊（随伴する護衛艦の人員を含め、人員400名以内）を加えることができる。

(イ) (2) イ (イ) に掲げる輸送を輸送機及び多用途支援機により行うための航空自衛隊の部隊（人員180名以内）

(ウ) (2) ウ (ア) に掲げる修理及び整備を行う部隊は、(ア) 及び (イ) に掲げる部隊とし、また、(2) ウ (イ) に掲げる医療を行う部隊は、(ア) に掲げる部隊とする。

イ 装備

(ア) 艦船

補給艦1隻及び護衛艦2隻以内（ただし、部隊の交替を行う場合は補給艦2隻以内及び護衛艦4隻以内）。ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、輸送艦1隻及び護衛艦1隻を加えることができる。

(イ) 航空機

輸送機6機以内及び多用途支援機2機以内

(ウ) その他

(a) (2) イ (イ) に掲げる輸送を行う航空自衛隊の部隊の自衛官の数に相応する数量の拳銃

(b) 自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(2) アからウ (イ) までに掲げる活動に必要な装備（(ア) から (ウ) (a) までに掲げるものを除く。）

ウ 派遣期間

平成13年11月20日から平成19年11月1日までの間（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、当該輸送については、1回に限ることとし、平成14年12月31日から平成15年3月31日までの間）

(5) 関係行政機関によるその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品の調達及び諸外国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

自衛隊が実施する協力支援活動として艦船による艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給を行うため、政府は、当該燃料等を調達し、これを米国等の軍隊等に譲与することとする。

(6) その他協力支援活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が協力支援活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の協力支援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 関係行政機関の長は、防衛大臣から、自衛隊の部隊等が協力支援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、協力支援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

3 搜索救助活動の実施に関する事項

(1) 搜索救助活動に関する基本的事項並びに搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項並びに搜索救助活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 我が国は、2に定める協力支援活動又は4に定める被災民救援活動を行う自衛隊の部隊等が遭難した戦闘参加者を発見し、又は、かかる遭難者の搜索救助について米国等から依頼があった場合に、搜索救助活動を実施する。搜索救助活動を実施する区域の範囲は、インド洋及びその上空に属する、2に定める協力支援活動を実施する区域の範囲及び4に定める被災民救援活動を実施する区域の範囲とする。なお、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これについても同様に搜索

救助活動を実施するものとする。

イ 防衛大臣は、搜索救助活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(2) 搜索救助活動の実施に伴うテロ対策特措法第3条第3項後段の協力支援活動に関する重要事項

搜索救助活動の実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う米国等の軍隊等の部隊等に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の種類及び内容は、テロ対策特措法別表第2に掲げるものとする。

(3) その他搜索救助活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が搜索救助活動を実施する区域の範囲及びその周辺における搜索救助活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、搜索救助活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

4 被災民救援活動の実施に関する事項

(1) 被災民救援活動に関する基本的事項

パキスタン領域内の難民キャンプでは、生活関連物資の不足等から深刻な状況が生じている。かかる状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）をはじめとする人道援助機関が救援活動を実施している。このような状況を踏まえ、我が国は、以下のとおり、被災民救援活動を実施する。

なお、パキスタンにおける医療支援等の被災民救援のための措置については、パキスタン及び国際連合等との協議・調整を行った上で、可能な限り早期に具体的な調査・検討を行い、関係行政機関による実施を目指して努力することとする。

また、パキスタン以外のアフガニスタン周辺国における被災民救援のための措置の実施について、今後の情勢の推移を見極めつつ対応していくこととする。

(2) 被災民救援活動の種類及び内容

UNHCRからの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供（自衛隊の艦船による当該物資の輸送を含む。）とする。

(3) 被災民救援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア 被災民救援活動を実施する区域の範囲は、次のとおりとする。

る。

(ア) 我が国の領域

(イ) パキスタンの領域

(ウ) インド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地となる国の領域

(エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) に掲げる地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域及びその上空((ア)、(イ) 又は (ウ) に掲げる地域に属するものを除く。)

イ 防衛大臣は、被災民救援活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(4) 被災民救援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 規模及び構成

(2) に定める輸送を掃海母艦及び護衛艦（護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用する。）により行うための海上自衛隊の部隊（人員120名以内。ただし、協力支援活動を行う護衛艦に係る人員を除く。）

イ 装備

掃海母艦1隻及び護衛艦1隻（護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用する。）

ウ 派遣期間

平成13年11月20日から平成13年12月31日までの間

(5) その他被災民救援活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が被災民救援活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の被災民救援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 関係行政機関の長は、防衛大臣から、自衛隊の部隊等が被災民救援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、被災民救援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

5 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

テロ対策特措法に基づく対応措置を総合的かつ効果的に推進するため、内閣官房を中心に、関係行政機関の緊密な連絡調整を図

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容
陸上自衛隊	イラク南東部等	04.1～06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備等
	クウェート等	06.6～06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海上自衛隊	ペルシャ湾等	04.2.20～04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両等の海上輸送
航空自衛隊	クウェート等	03.12～	約210人	・人道復興関連物資等の輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動等

	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋北部等	01.11～	約320人	・米英軍等への補給等
航空自衛隊	在日米軍基地等		-	・物品の輸送

(3) 国際平和協力業務

		派遣期間	人 数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
	施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
	輸送調整部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	94.9～12	260人		・医療、防疫、給水活動
	空輸派遣隊	94.9～12	118人		・ナイロビ（ケニア）とゴマ（旧ザイール、現コンゴ民主共和国）の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96.2～	2人	24人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
	輸送部隊	96.2～	43人	989人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01.10	138人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは国連東ティモール支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02.2～05.6	7人 (1次司令部要員は10人)	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02.3～05.6	405人 (1次隊及び2次隊は各680人、3次隊は522人)	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援	空輸部隊	03.3～4	50人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
イラク被災民救援	空輸部隊	03.7～8	98人		・イラク被災民救援のための物資等の航空輸送
国連ネパール政治ミッション (UNMIN)	軍事監視要員	07.3～	6人		・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の監視等

(注) 1 このほか、海上自衛隊（カンボジア、東ティモール）及び航空自衛隊（カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン）の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。

2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。

(4) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人 数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス国際 緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98.11.13 ～12.9	80人		・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動
	空輸部隊		105人		・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に 必要な物資輸送 (地震災害)	海上輸送部隊	99.9.23 ～11.22	426人		・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の海上輸送
インド国際緊急援助活動 (地震災害)	物資支援部隊	01.2.5 ～2.11	16人		・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人		・援助物資及び支援部隊などの輸送
イラン国際緊急援助活動 (地震災害)	空輸部隊	03.12.30 ～04.1.6	31人		・援助物資の航空輸送
タイ国際緊急援助活動 (地震・津波被害)	派遣海上部隊	04.12.28 ～05.1.1	590人		・タイ王国及びその周辺海域における被災者の捜索及び救助活動
インドネシア国際 緊急援助活動 (地震・津波災害)	統合連絡調整所	05.1.6 ～05.3.23	22人		・国際緊急援助活動等に係る統合調整 ・国際緊急援助活動等に係る関係機関、外国軍隊等との連絡調整
	医療・航空援助部隊		228人		・援助物資等の航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資等の輸送
	空輸部隊		82人		・援助物資等の航空輸送
ロシア連邦カムチャッカ 半島沖国際緊急援助	海上派遣部隊	05.8.5 ～05.8.10	346人		・ロシア潜水艇の救助
バキスタン国際緊急援助 (地震災害)	航空援助隊	05.10.12 ～05.12.2	147人		・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア 国際緊急援助	医療援助隊	06.6.1 ～06.6.22	149人		・医療・防疫活動
	空輸部隊		85人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送

(注) 1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体に故障が発生したため、復旧要員を別途シンガポールに派遣。

2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空各自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者（11名）も含む。

資料51 二国間防衛交流の主要実績（最近5年間）

(2002. 4. 1～2007. 4. 30)

国名	ハ イ レ ベ ル 交 流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
韓 国	防衛大臣 (02.4、03.3、05.1) 統幕長 (04.5、07.3) 陸幕長 (03.9、05.7) 海幕長 (02.10、04.6) 空幕長 (02.11、04.2)	国防部長官 (02.11、03.11、07.2) 合同参謀本部議長 (02.11、05.2) 陸軍参謀総長 (02.11) 海軍参謀総長 (02.10、05.1) 空軍参謀総長 (03.5)	日韓安保対話 (03.11) 日韓防衛実務者対話 (02.9、03.6、03.11、04.8、05.8、06.12)
ロ シ ア	防衛大臣 (03.1、06.1) 統幕長 (05.5) 陸幕長 (02.6、06.5)	国防大臣 (03.4) 参謀総長 (06.10) 空軍総司令官 (02.5)	日露防衛当局間協議 (03.10、04.11、05.10、06.4) 日露海上事故防止協定年次会合 (03.2、04.3、06.5) 日露共同作業グループ会合 (02.10、03.3、03.9、04.3、04.11、05.4、05.10、06.4)
中 国	防衛大臣 (03.9) 事務次官 (04.1、05.3) 空幕長 (04.4)	副総参謀長 (04.10)	日中安保対話 (04.2、06.7)
東 南 ア ジ ア	○カンボジア 政務官 (02.8) ○インドネシア 防衛大臣 (05.1、06.8) 防衛副大臣 (05.2) 政務官 (02.8、04.8) 統幕長 (05.2) 海幕長 (02.11) ○マレーシア 防衛大臣 (05.1) 政務官 (02.8、04.8) 統幕長 (06.11)	国防次官 (06.11) 国軍司令官 (06.8、06.11) 国防大臣 (07.3) 国防軍司令官 (03.3) 海軍総長 (02.10)	日・インドネシアMM協議 (07.3) 日・マレーシアMM協議 (05.2)

国名	ハ イ レ ベ ル 交 流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
東 南 ア ジ ア	○フィリピン 防衛大臣 (05.5) 事務次官 (05.11) 空幕長 (03.11)	海軍司令官 (02.10) 空軍司令官 (04.3)	日・フィリピンMM協議 (05.2、06.4)
	○シンガポール 防衛大臣 (02.5、03.5、05.1、05.6、06.6) 政務官 (02.8) 統幕長 (02.11) 海幕長 (04.11) 空幕長 (04.2)	国防大臣 (05.2) 副首相兼治安・防衛分野調整担当首相府相 (04.6) 第2国防大臣 (02.9) 海軍総長 (05.8) 国軍司令官 (04.5)	日・シンガポールMM協議 (02.7、03.11、04.7、05.8、07.3)
	○タイ 防衛大臣 (07.1) 防衛副大臣 (05.2) 政務官 (02.8) 統幕長 (03.7) 陸幕長 (05.8) 空幕長 (05.2)	国防軍最高司令官 (04.10、05.7) 海軍司令官 (02.4) 空軍司令官 (05.7)	日・タイPM・MM協議 (03.12、06.3)
	○ベトナム 政務官 (02.8) 統幕長 (03.7) 陸幕長 (07.3)		日・ベトナムPM・MM協議 (03.2、05.2)
インド	防衛大臣 (03.5) 防衛副大臣 (05.5) 事務次官 (04.5) 統幕長 (05.9) 陸幕長 (06.3) 海幕長 (06.2) 空幕長 (02.12、06.4)	国防大臣 (02.7、06.5) 国防次官 (07.4) 陸軍参謀長 (07.4) 海軍参謀長 (05.10) 空軍参謀長 (07.1)	日・インドPM協議 (04.1、05.3、06.2) 日・インドMM協議 (05.3、06.2)
オーストラリア	防衛大臣 (02.8、05.5) 事務次官 (04.9) 陸幕長 (02.10) 海幕長 (07.2) 空幕長 (03.11、05.11)	国防大臣 (03.9) 国防次官 (03.9) 国防軍司令官 (04.10) 陸軍本部長 (02.7、07.3) 海軍本部長 (02.10、03.9、05.5) 空軍本部長 (04.9、06.9)	日豪PM協議 (02.12、03.12、06.8) 日豪MM協議 (02.12、03.12、05.9、06.5、06.8)
ニュージーランド	海幕長 (07.2) 空幕長 (05.11)	国防大臣 (03.8、05.6、06.10) 国防次官 (03.5) 海軍参謀総長 (02.10) 空軍参謀総長 (04.9)	日・ニュージーランドMM協議 (05.12、06.5)
カナダ	海幕長 (02.5) 空幕長 (02.4)	国防大臣 (02.3、06.9) 国防軍参謀総長 (03.7) 海軍参謀長 (04.5) 航空参謀長 (06.3)	日加PM協議 (02.11、05.3) 日加MM協議 (02.11、05.3、06.11)
英国	防衛大臣 (04.1、06.1) 陸幕長 (05.3) 海幕長 (03.9、05.6)	国防大臣 (02.5、04.9) 国防参謀総長 (02.7) 陸軍参謀長 (05.5) 海軍参謀長 (02.10) 空軍参謀長 (04.9、05.10)	日英PM協議 (02.4、06.8) 日英MM協議 (02.7、04.2、06.2)
フランス	防衛大臣 (04.1) 事務次官 (02.9、06.9) 陸幕長 (03.10) 海幕長 (05.6) 空幕長 (05.7)	国防大臣 (07.3) 陸軍参謀長 (05.1) 海軍参謀長 (04.1)	日仏PM・MM協議 (03.2、04.2、05.1、06.2、07.2)
ドイツ	事務次官 (02.9、05.1) 陸幕長 (03.11) 海幕長 (02.5)	国防大臣 (06.10、07.4) 海軍総監 (05.12) 空軍総監 (03.2)	日独PM協議 (03.2、04.3、05.1、06.6) 日独MM協議 (03.2、05.1、06.6)

(注) PM協議は、局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話。

MM協議は、局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話。

職名のうち、07.1.9以前の防衛大臣は防衛庁長官、防衛副大臣は防衛庁副長官、06.3.27以前の統幕長は統幕議長とそれぞれ読み替えて下さい。

資料52 多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）

(2002. 4. 1～2007. 3. 31)

項 目		実 績
アジア太平洋地域における 安保対話への参加	政 府 間 ○ASEAN地域フォーラム（ARF） ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合（ARF・SOM） ・信頼醸成に関するインターセッション支援グループ（ARF・ISG）	(02.7、03.6、04.7、05.7、06.7) (02.5、03.4、04.5、05.5、06.5) (02.4、02.11、03.3、03.11、04.4、04.10、05.2、05.10、06.3、06.11、07.3)
	民間主催 ・IISSアジア安全保障会議	(02.5、03.5、04.6、05.6、06.6)
防衛省主催による 安保対話	○アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム）	(02.10、03.10、04.10、05.6、06.10)
	○アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会（東京ディフェンス・フォーラム分科会）	(03.1、04.1、05.1、06.1、07.1)
	○アジア・太平洋諸国安全保障セミナー	(02.11、03.11、04.11、05.11、06.11)
	○国際防衛学セミナー	(02.7、04.7、05.7、06.7)
	○国際士官候補生会議	(03.3、04.3、05.3、06.3、07.3)

資料53 国際機関への防衛省職員の派遣実績（最近5年間）

派 遣 期 間	派 遣 機 関 名	派 遣 実 績
97.6.9～02.6.30、04. 8. 1～	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官 1 名 （将補）
02. 10. 1～	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局運用・計画部長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官 1 名 （1 佐）
02. 12. 2～05. 6. 1	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官 1 名 （2 佐）
01. 2. 9～03. 7. 31	国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）本部分析・評価局分析官（ニューヨーク）	海上自衛官 1 名 （2 佐）
03. 3. 10～05. 3. 9	国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）本部分析・評価局分析官（ニューヨーク）	航空自衛官 1 名 （2 佐）
05. 7. 11～	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官 1 名 （3 佐）
05. 11. 28～	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官 1 名 （2 佐）

資料54 自衛官の定員及び現員

(2007. 3. 31現在)

区 分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合 計
定 員	155,696	45,812	47,342	2,372	251,222
現 員	148,631	44,495	45,733	2,111	240,970
充 足 率 (%)	95.5	97.1	96.6	89.0	95.9

区 分	非 任 期 制 自 衛 官				任期制自衛官
	幹 部	准 尉	曹	士	士
定 員	44,902	5,216	138,687	62,417	
現 員	41,358 (1,646)	4,892 (7)	136,613 (5,299)	20,530 (1,421)	37,577 (3,315)
充 足 率 (%)	92.1	93.8	98.5	93.1	

(注) () は女子で内数

資料55 自衛官などの応募及び採用状況（平成18年度）

区 分		応 募 者 数	採 用 者 数	倍 率	
一般・技術幹部候補生		陸	3,349 (421)	144 (14)	23.3 (30.1)
		海	1,427 (216)	107 (7)	13.3 (30.9)
		空	1,590 (201)	56 (6)	28.4 (33.5)
		計	6,366 (838)	307 (27)	20.7 (31.0)
曹	技 術 海 曹	海	213 (53)	23 (5)	9.3 (10.6)
	陸上自衛官(看護)	陸	12 (8)	3 (2)	4.0 (4.0)
一 般 曹 候 補 学 生		陸	12,197 (1,920)	400 (37)	30.5 (51.9)
		海	3,861 (533)	210 (13)	18.4 (41.0)
		空	5,804 (758)	211 (25)	27.5 (30.3)
		計	21,862 (3,211)	821 (75)	26.6 (42.8)
自 衛 隊 生 徒		陸	3,629	271	13.4
		海	646	57	11.3
		空	714	68	10.5
		計	4,989	396	12.6
航 空 学 生		海	733 (79)	70 (5)	10.5 (15.8)
		空	2,089 (126)	69 (1)	30.3 (126.0)
		計	2,822 (205)	139 (6)	20.3 (34.2)
看 護 学 生		陸	3,198 (2,529)	104 (94)	30.8 (26.9)
曹 候 補 士		陸	17,234 (2,481)	3,903 (132)	4.4 (18.8)
		海	5,409 (751)	1,031 (71)	5.2 (10.6)
		空	7,786 (972)	956 (87)	8.1 (11.2)
		計	30,429 (4,204)	5,890 (290)	5.2 (14.5)
2 士		陸	19,201 (2,161)	6,300 (515)	3.0 (4.2)
		海	5,021 (876)	1,553 (136)	3.2 (6.4)
		空	5,754 (647)	1,922 (149)	3.0 (4.3)
		計	29,976 (3,684)	9,775 (800)	3.1 (4.6)
防 衛 大 学 校 学 生	推 薦	人社	139 (44)	21 (5)	6.6 (8.8)
		理工	213 (33)	82 (5)	2.6 (6.6)
		計	352 (77)	103 (10)	3.4 (7.7)
	一 般	人社	5,466 (1,904)	67 (11)	81.6 (173.1)
		理工	8,211 (1,350)	313 (22)	26.2 (61.4)
		計	13,677 (3,254)	380 (33)	36.0 (98.6)
防 衛 医 科 大 学 校 学 生			5,473 (1,576)	81 (26)	67.6 (60.6)

(注) 1 () は女子で内数

2 数値は平成18年度における自衛官などの募集に係るものである。

資料56 予備自衛官補の採用などの状況（平成18年度）

		受験者数	合格者数	採用者数
一	般	2,169人	1,503人	1,074人
技 能	衛生・甲	24人	15人	15人
	衛生・乙	105人	76人	74人
	語学	71人	42人	40人
	整備	38人	25人	22人
	情報処理	19人	13人	11人
	通信	13人	8人	8人
	電気	8人	5人	6人
	建設	45人	25人	24人
	小計	323人	209人	200人
	合計	2,492人	1,712人	1,274人

- (注) 1 採用欄は平成18年度内における採用者数
 2 電気の18年度合格者は5名であるが、採用者については17年度合格の1名を含めた6名
 3 衛生・甲：医師、歯科医師、薬剤師
 4 衛生・乙：理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士（准看護師の資格を併せて保有する者）、栄養士、准看護師、歯科科技工士
 5 語学：英語 外国語短期大学等以上卒業者又は実用英語技能検定（英検）試験準1級以上若しくはこれと同等以上の能力を有する者
 ロシア・中国・朝鮮語 外国語短期大学等以上卒業者又はこれと同等以上の能力を有する者
 6 整備：1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士
 7 情報処理：システム監査技術者、システムアナリスト、プロジェクトマネージャー、アプリケーションエンジニア、プロダクションエンジニア、第1種情報処理技術者、ソフトウェア開発技術者、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、システム運用管理エンジニア、テクニカルエンジニア（ネットワーク）、テクニカルエンジニア（データベース）、テクニカルエンジニア（システム管理）、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）、テクニカルエンジニア（エンデッドシステム）、上級システムアドミニストレータ、情報セキュリティアドミニストレータ、第2種情報処理技術者、基本情報技術者
 8 通信：第1・2・3級総合無線通信士、第1・2級陸上無線技術士、AⅠ第1種工事担任者、アナログ第1種工事担任者、DⅡ第1種工事担任者、デジタル第1種工事担任者、AⅠ・DⅡ総合種工事担任者、アナログ・デジタル総合種工事担任者
 9 電気：第1・2・3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 10 建設：1・2級建築士、測量士、測量士補、1・2級建設機械施工技士

資料57 自衛官の心がまえ

（昭和36年6月28日制定）

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみると、国際協力による戦争の防止のための努力はますます強まっており、他方において、巨大な破壊力をもつ兵器

の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強めている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあつとを絶たず、各国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整えてその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りをもたなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけても自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に関与せず、自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

1 使命の自覚

- 1 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。
- 2 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

2 個人の充実

- 1 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。
- 2 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

3 責任の遂行

- 1 勇気と忍耐をもって、責任の命ずるところ、身をしていして任務を遂行する。
- 2 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その持場を守りぬく。

4 規律の厳守

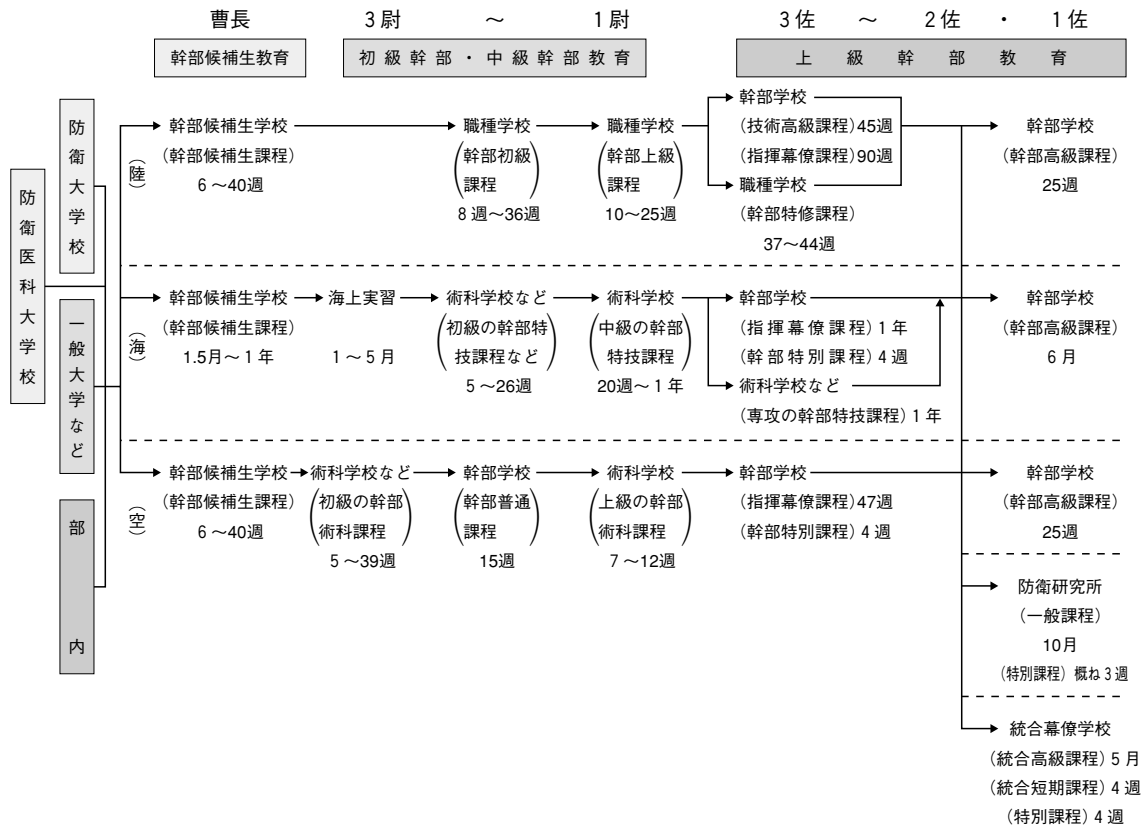
- 1 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。
- 2 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

5 団結の強化

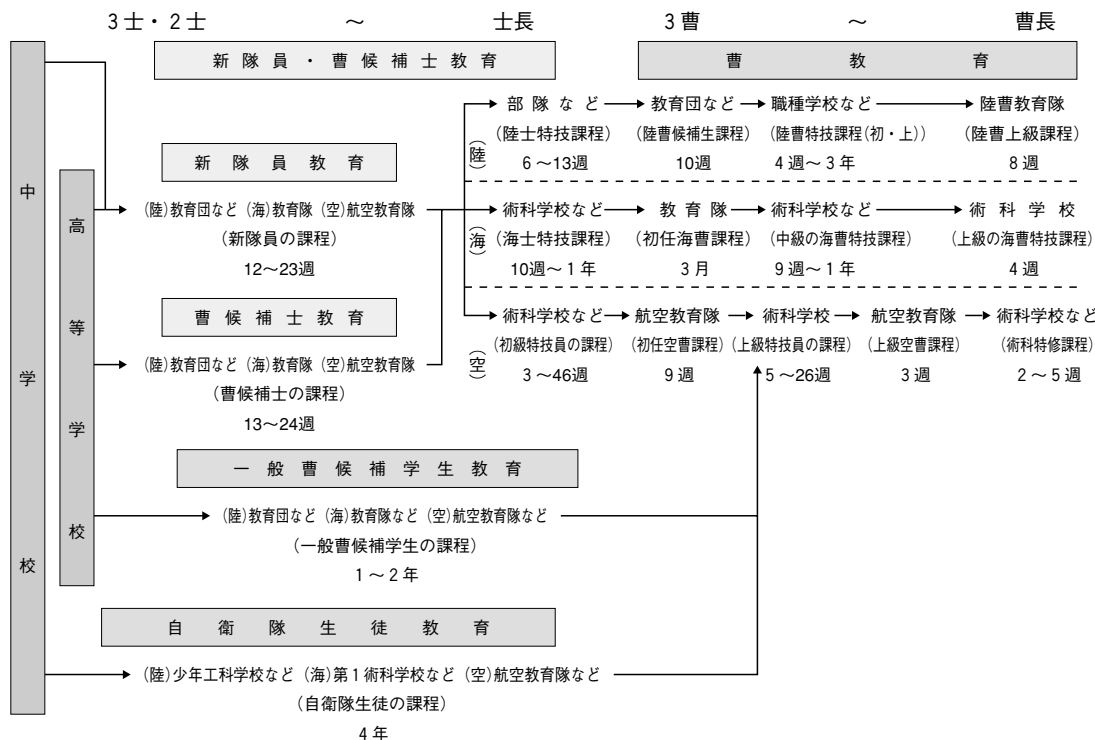
- 1 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。
- 2 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

資料58 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官及び幹部候補生



2 曹士自衛官



資料59 留学生受入実績（平成18年度）

（単位：人）

機関名	米 国	タ イ	韓 国	豪 州	インド ネシア	中 国	シンガ ポール	ベト ナム	カンボ ジア	インド	パキス タン	モン ゴル	小 計
防 衛 研 究 所	2	1	2	1		1				1			8
防 衛 大 学 校	2	7	8		3			4	4			2	30
陸 上 自 衛 隊 （幹部学校等）	2		3										5
海 上 自 衛 隊 （幹部学校等）	1	2	1				1						5
航 空 自 衛 隊 （幹部学校等）	1	4	4								1		10
統 合 幕 僚 学 校		1	1								1		3
合 計	8	15	19	1	3	1	1	4	4	1	2	2	61

資料60 調達方法別の装備品などの調達額の推移

（単位：億円）

区分 年度	国内調達額 (A)	輸 入			合 計 (E=A+D)	国内調達額 の比率(%) (A/E)
		一般輸入額 (B)	有償援助額 (C)	小 計 (D=B+C)		
平 5 (93)	16,408	1,356	1,574	2,930	19,338	84.8
6 (94)	17,349	1,195	1,056	2,251	19,600	88.5
7 (95)	18,131	914	598	1,512	19,642	92.3
8 (96)	18,725	938	541	1,478	20,204	92.7
9 (97)	18,479	1,173	376	1,548	20,027	92.3
10 (98)	17,344	1,127	348	1,474	18,818	92.2
11 (99)	17,704	1,185	390	1,575	19,280	91.8
12 (00)	17,685	1,249	439	1,687	19,372	91.3
13 (01)	17,971	1,156	489	1,646	19,617	91.6
14 (02)	17,218	1,326	1,101	2,427	19,645	87.6
15 (03)	17,598	1,292	1,006	2,298	19,896	88.4
16 (04)	18,233	1,334	979	2,313	20,546	88.7
17 (05)	18,917	1,525	937	2,462	21,379	88.5

- （注） 1 「国内調達額」、「一般輸入額」及び「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。
 2 有償援助額とは、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。
 3 数値は、四捨五入によっているので、計と符合しないことがある。

(<http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-bouei/index.html>)

今回の調査の概要

調査時期：平成18年2月16日～2月26日

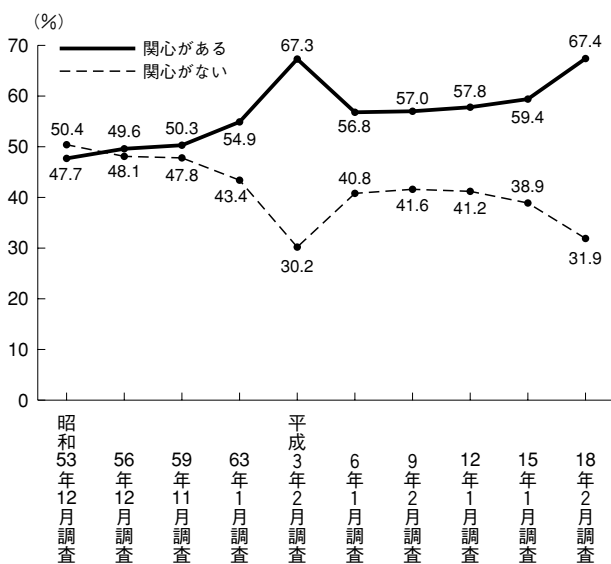
調査対象：全国の20歳以上の者3,000人

有効回収数（率）：1,657人（55.2%）

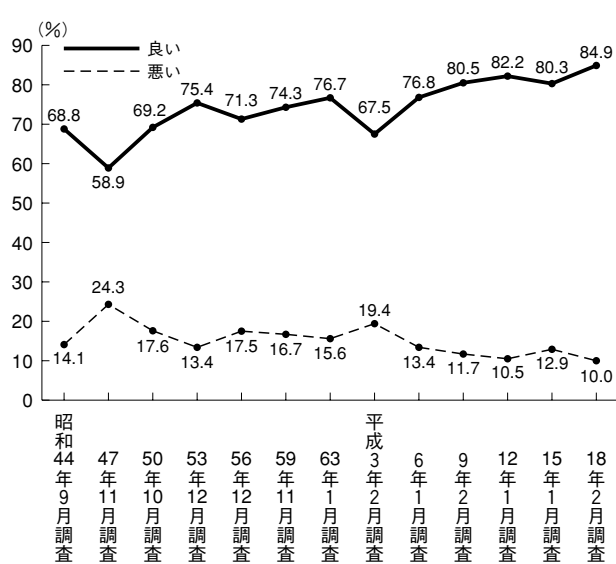
調査方法：調査員による個別面接聴取

注：結果数値（％）は、表章単位未満を四捨五入してある
ので、内訳の合計が計に一致しないこともある。

1 自衛隊や防衛問題に対する関心

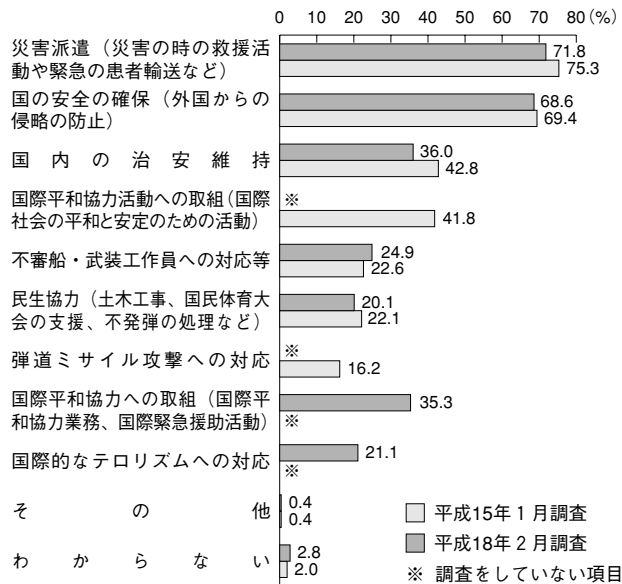


2 自衛隊に対する印象

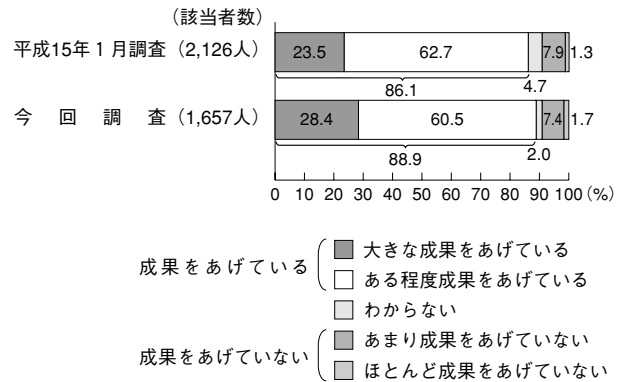


3 自衛隊の役割と活動に対する意識

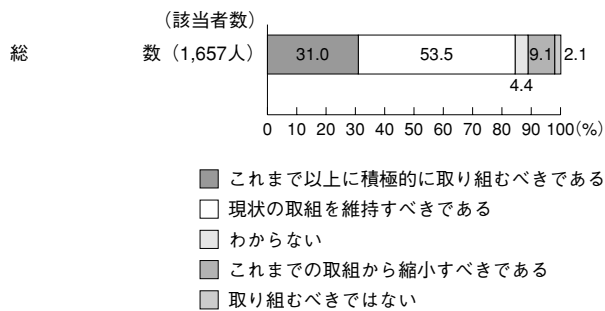
① 自衛隊が存在する目的（複数回答）



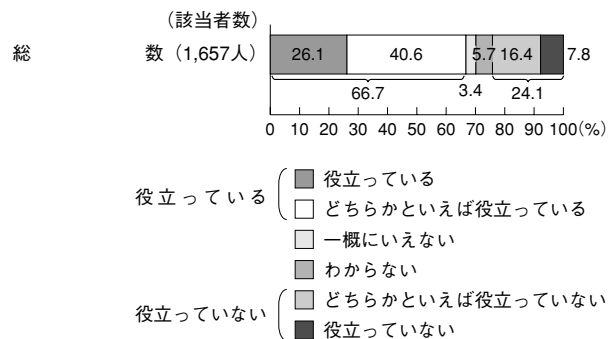
② 災害派遣活動の印象



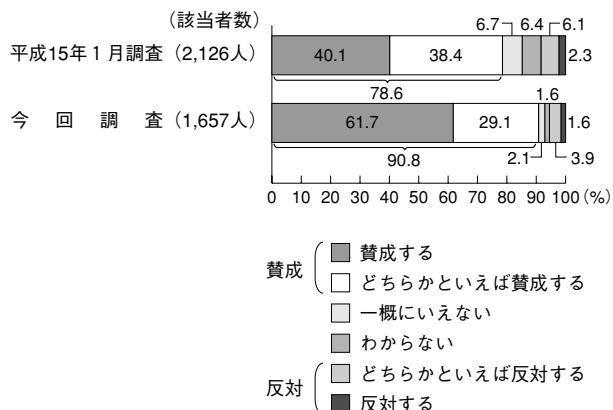
③ 国際平和協力活動の今後の取組



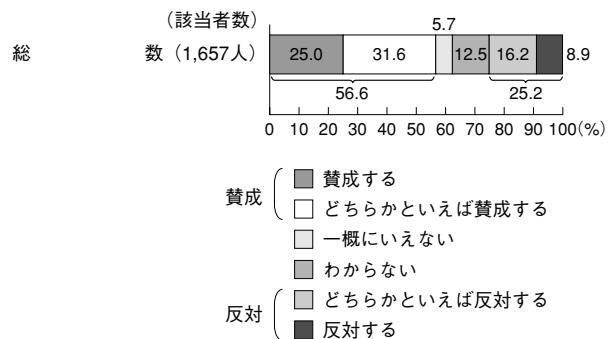
④ イラク復興における自衛隊の活動の成果



⑤ 外国の災害等に対する救援活動への賛否

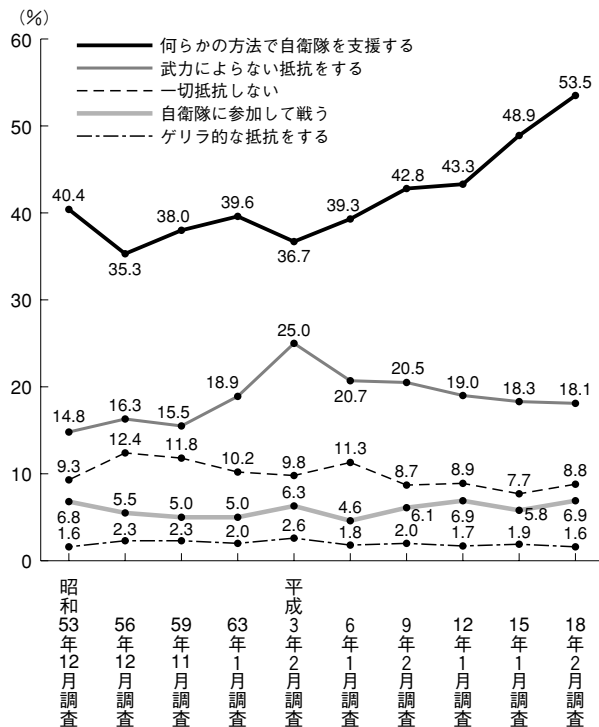


⑥ 弾道ミサイル防衛（BMD）システム整備への賛否

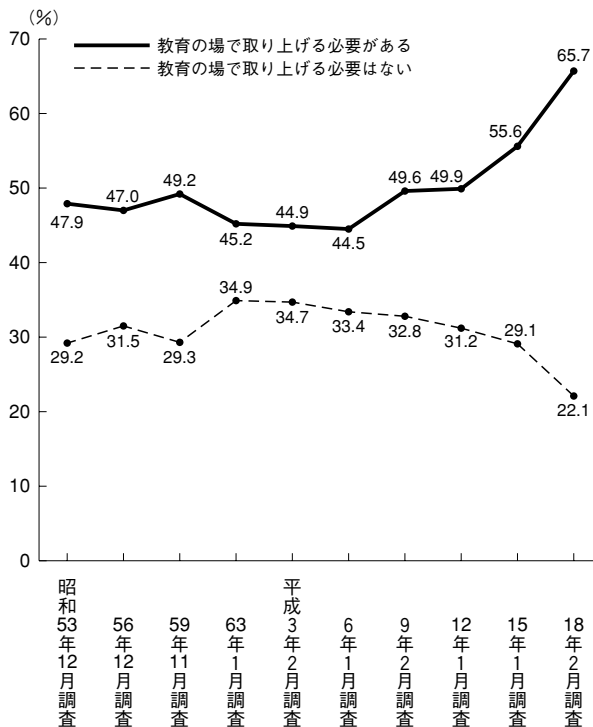


4 防衛についての意識

① 外国から侵略された場合の態度

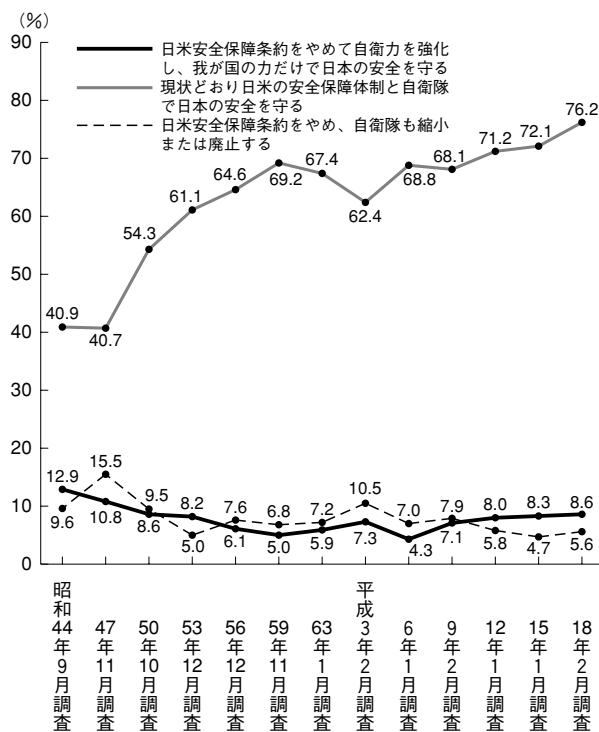


② 国を守るという気持ちの教育の必要性

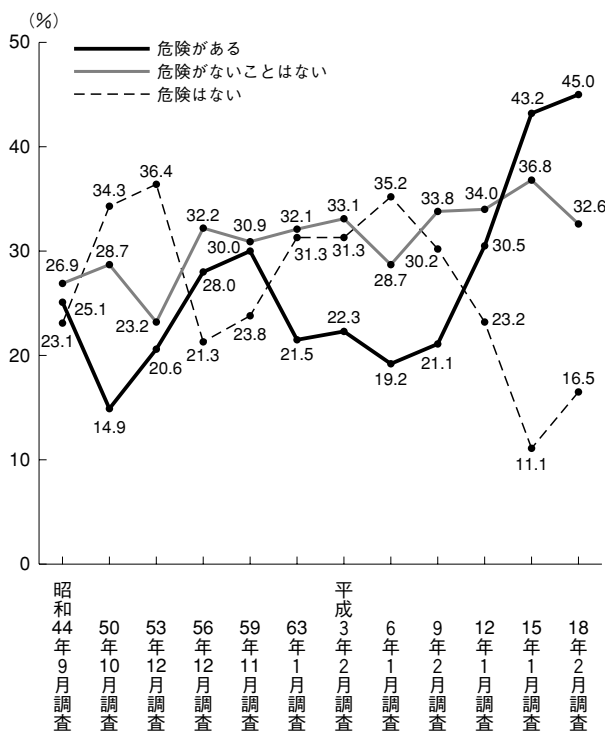


5 日本の防衛のあり方に関する意識

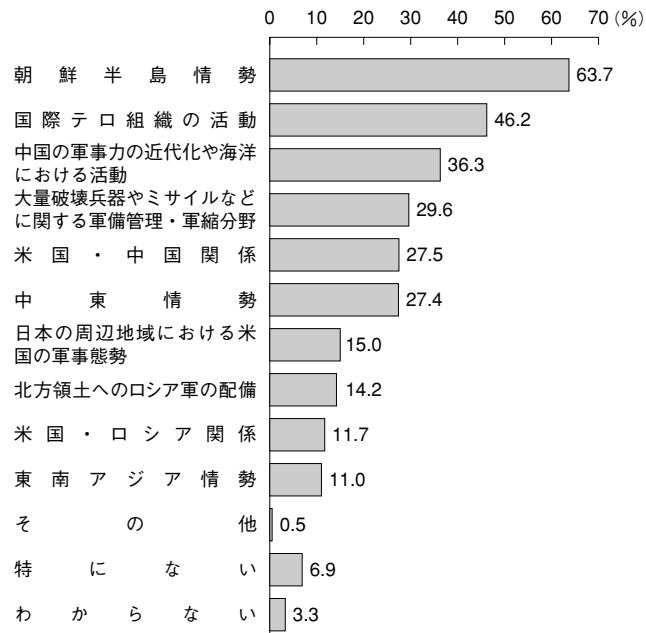
① 日本の安全を守るための方法



② 日本が戦争に巻き込まれる危険性



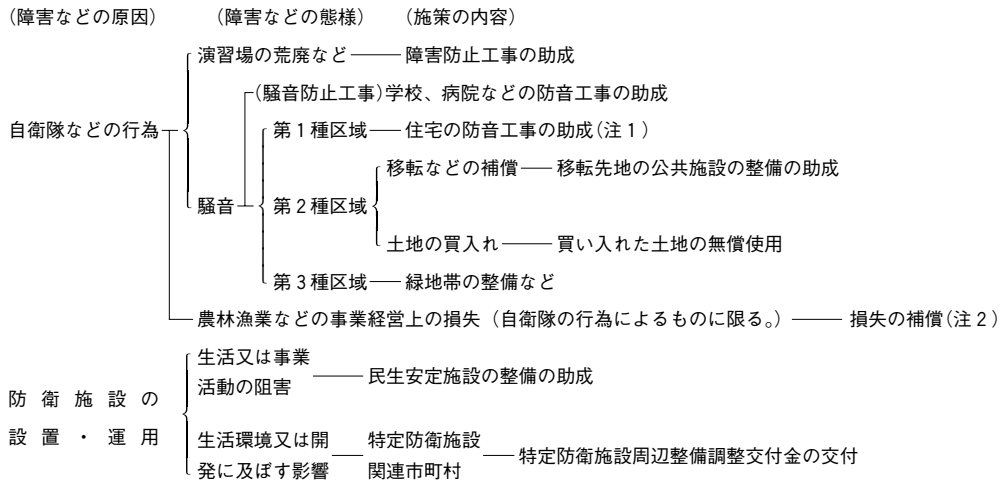
③ 日本の平和と安全の面から関心を持っていること（複数回答）



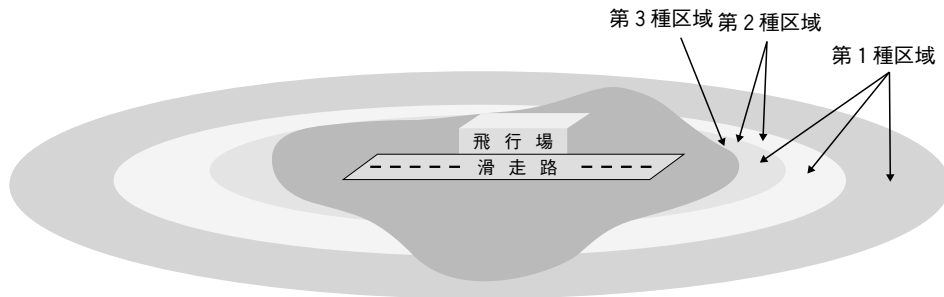
資料62 防衛省における情報公開の実績（平成18年度）

	防衛省	防衛施設庁
1 開示請求件数		
開示請求受付件数	727	260
2 開示決定等件数		
開示決定等件数	724	279
開示決定	351	188
部分開示決定	286	74
不開示決定	87	17
3 不服申立て		
不服申立て件数	178	2
4 訴訟件数		
訴訟件数	1	0

資料63 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



- (注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域
飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。
第1種区域：75WECPNL以上の区域
第2種区域：第1種区域内で、90WECPNL以上の区域
第3種区域：第2種区域内で、95WECPNL以上の区域
- 2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル)
特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。



- (注2) 在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」(1953年制定)により損失の補償を行っている。

参照条文

資料64 日本国憲法(抄)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

資料65 日米安全保障条約第五条

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、い

ずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

資料66 日米安全保障条約第六条

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政